

令和2年

松 前 町 議 会

第 1 回 定 例 会 会 議 録

令和2年 3月 4日 開会

令和2年 3月 5日 閉会

松 前 町 議 会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

松前町議会議長 伊 藤 幸 司

目 次

○提出案件及び議決結果一覧表 -----	1 頁
----------------------	-----

令和 2 年 3 月 4 日(水曜日) 第 1 号

○議事日程 -----	4 頁
○追加した議事日程 -----	4 頁
○会議に付した事件 -----	4 頁
○出席議員 -----	5 頁
○欠席議員 -----	5 頁
○出席説明員 -----	5 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員 -----	5 頁
○議長あいさつ -----	6 頁
○開会宣告・開議宣告 -----	6 頁
○諸般の報告・議事日程 -----	6 頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名 -----	6 頁
○日程第 2 議会運営委員会報告 -----	6 頁
○日程第 3 会期の決定 -----	6 頁
○日程第 4 議案第 7 号 令和元年度松前町一般会計補正予算(第 8 回)(提案 説明・質疑・討論・採決) -----	7 頁
○日程第 5 議案第 8 号 令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 回)(提案説明・質疑・討論・採決) -----	2 2 頁
○日程第 6 議案第 9 号 令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算(第 5 回)(提案説明・質疑・討論・採決) -----	2 5 頁
○日程第 7 議案第 1 0 号 令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予 算(第 2 回)(提案説明・質疑・討論・採決) -----	2 8 頁
○日程第 8 議案第 1 1 号 令和元年度松前町水道事業会計補正予算(第 4 回) (提案説明・質疑・討論・採決) -----	3 0 頁
○日程第 9 議案第 1 2 号 令和元年度松前町病院事業会計補正予算(第 3 回) (提案説明・質疑・討論・採決) -----	3 1 頁
○日程第 1 0 議案第 1 3 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償 に関する条例の一部を改正する条例制定について (提案説明) -----	3 7 頁
○日程第 1 1 議案第 1 4 号 松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 制定について(提案説明) -----	3 8 頁
○日程第 1 2 議案第 2 1 号 松前町財政調整基金の支消について(提案説明) ----	3 8 頁
○日程第 1 3 議案第 1 号 令和 2 年度松前町一般会計予算(提案説明・質疑・ 予算審査特別委員会設置・予算審査特別委員会に付 託) -----	4 0 頁
○日程第 1 4 議案第 2 号 令和 2 年度松前町国民健康保険特別会計予算(提案 説明・質疑・予算審査特別委員会設置・予算審査特 別委員会に付託) -----	4 0 頁
○日程第 1 5 議案第 3 号 令和 2 年度松前町介護保険特別会計予算(提案説明	

		・質疑・予算審査特別委員会設置・予算審査特別委員会に付託) -----	40 頁
○日程第16	議案第4号	令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計予算（提案説明・質疑・予算審査特別委員会設置・予算審査特別委員会に付託) -----	40 頁
○日程第17	議案第5号	令和2年度松前町水道事業会計予算（提案説明・質疑・予算審査特別委員会設置・予算審査特別委員会に付託) -----	40 頁
○日程第18	議案第6号	令和2年度松前町病院事業会計予算（提案説明・質疑・予算審査特別委員会設置・予算審査特別委員会に付託) -----	40 頁
○		予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果報告 -----	47 頁
○		休会の議決 -----	47 頁
○		散会宣告 -----	47 頁

目 次

令和 2 年 3 月 5 日(木曜日) 第 2 号

○議事日程	-----	4 8 頁
○会議に付した事件	-----	4 8 頁
○出席議員	-----	4 9 頁
○欠席議員	-----	4 9 頁
○出席説明員	-----	5 0 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員	-----	5 0 頁
○開議宣告	-----	5 1 頁
○諸般の報告・議事日程	-----	5 1 頁
○日程第 1	会議録署名議員の指名	----- 5 1 頁
○日程第 2	議案第 1 5 号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について（提案説明・質疑・討論・採決）	----- 5 1 頁
○日程第 3	議案第 1 6 号 地方自治法当の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について（提案説明・質疑・討論・採決）	----- 5 2 頁
○日程第 4	議案第 1 7 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について（提案説明・質疑・討論・採決）	----- 5 3 頁
○日程第 5	議案第 1 8 号 松前町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について（提案説明・質疑・討論・採決）	----- 5 4 頁
○日程第 6	議案第 1 9 号 松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について（提案説明・質疑・討論・採決）	----- 5 5 頁
○日程第 7	議案第 2 0 号 渡島公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島公平委員会規約の変更に関する協議について（提案説明・質疑・討論・採決）	----- 5 5 頁
○日程第 8	議案第 1 3 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について（質疑・討論・採決）	----- 5 6 頁
○日程第 9	議案第 1 4 号 松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について（質疑・討論・採決）	----- 5 6 頁
○日程第 1 0	議案第 2 1 号 松前町財政調整基金の支消について（質疑・討論・採決）	----- 5 7 頁
○日程第 1 1	議案第 1 号 令和 2 年度松前町一般会計予算（委員長報告・討論・起立採決）	----- 5 7 頁

○日程第12	議案第2号	令和2年度松前町国民健康保険特別会計予算（委員長報告・討論・起立採決）	57頁
○日程第13	議案第3号	令和2年度松前町介護保険特別会計予算（委員長報告・討論・起立採決）	57頁
○日程第14	議案第4号	令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告・討論・起立採決）	57頁
○日程第15	議案第5号	令和2年度松前町水道事業会計予算（委員長報告・討論・起立採決）	57頁
○日程第16	議案第6号	令和2年度松前町病院事業会計予算（委員長報告・討論・起立採決）	57頁
○日程第17	決議案第1号	民族共生の未来を切り拓く決議について	59頁
○日程第18	意見書案第1号	新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書について	60頁
○日程第19	意見書案第2号	子どもの医療費無料化制度の拡充を求める意見書について	60頁
○日程第20		水道事業経営戦略策定に関する調査特別委員会調査報告について	61頁
○日程第21		閉会中の所管事務調査の申し出について	62頁
○日程第22		閉会中の正副議長、議員の出張承認について	62頁
○会期中閉会の議決			62頁
○閉会宣告			63頁

提出案件及び議決結果一覧表

1. 町長提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
1	令和2年度松前町一般会計予算	2. 3. 5	原案可決
2	令和2年度松前町国民健康保険特別会計予算	同 上	同 上
3	令和2年度松前町介護保険特別会計予算	同 上	同 上
4	令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計予算	同 上	同 上
5	令和2年度松前町水道事業会計予算	同 上	同 上
6	令和2年度松前町病院事業会計予算	同 上	同 上
7	令和元年度松前町一般会計補正予算（第8回）	2. 3. 4	同 上
8	令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）	同 上	同 上
9	令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算（第5回）	同 上	同 上
10	令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）	同 上	同 上
11	令和元年度松前町水道事業会計補正予算（第4回）	同 上	同 上
12	令和元年度松前町病院事業会計補正予算（第3回）	同 上	同 上
13	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	2. 3. 5	同 上
14	松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
15	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	同 上	同 上

議案番号	件名	議決月日	議決結果
16	地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	2. 3. 5	原案可決
17	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
18	松前町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
19	松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
20	渡島公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島公平委員会規約の変更に関する協議について	同 上	同 上
21	松前町財政調整基金の支消について	同 上	同 上

2. 議員提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
決議案 1	民族共生の未来を切り拓く決議について	2. 3. 5	原案可決
意見書案 1	新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書について	同 上	同 上
意見書案 2	子どもの医療費無料化制度の拡充を求める意見書について	同 上	同 上
	水道事業経営戦略策定に関する調査特別委員会調査報告について	同 上	報告済
	閉会中の所管事務調査の申し出について（議会運営委員会）	同 上	承認
	閉会中の正副議長、議員の出張承認について	同 上	同 上

令和2年 3月 4日（水曜日）第1号

令和2年
松前町議会第1回定例会
令和2年 3月 4日(水曜日) 第1号

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 議会運営委員会報告
 - 日程第3 会期の決定
 - 日程第4 議案第7号 令和2年度松前町一般会計補正予算(第8回)
 - 日程第5 議案第8号 令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)
 - 日程第6 議案第9号 令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算(第5回)
 - 日程第7 議案第10号 令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)
 - 日程第8 議案第11号 令和2年度松前町水道事業会計補正予算(第4回)
 - 日程第9 議案第12号 令和2年度松前町病院事業会計補正予算(第3回)
 - 日程第10 議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第11 議案第14号 松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第12 議案第21号 松前町財政調整基金の支消について
 - 日程第13 議案第1号 令和2年度松前町一般会計予算
 - 日程第14 議案第2号 令和2年度松前町国民健康保険特別会計予算
 - 日程第15 議案第3号 令和2年度松前町介護保険特別会計予算
 - 日程第16 議案第4号 令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第17 議案第5号 令和2年度松前町水道事業会計予算
 - 日程第18 議案第6号 令和2年度松前町病院事業会計予算
-

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会運営委員会報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第7号 令和2年度松前町一般会計補正予算(第8回)
- 日程第5 議案第8号 令和2年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)
- 日程第6 議案第9号 令和2年度松前町介護保険特別会計補正予算(第5回)
- 日程第7 議案第10号 令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)
- 日程第8 議案第11号 令和2年度松前町水道事業会計補正予算(第4回)
- 日程第9 議案第12号 令和2年度松前町病院事業会計補正予算(第3回)
- 日程第10 議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第14号 松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第21号 松前町財政調整基金の支消について

日程第13	議案第1号	令和2年度松前町一般会計予算
日程第14	議案第2号	令和2年度松前町国民健康保険特別会計予算
日程第15	議案第3号	令和2年度松前町介護保険特別会計予算
日程第16	議案第4号	令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計予算
日程第17	議案第5号	令和2年度松前町水道事業会計予算
日程第18	議案第6号	令和2年度松前町病院事業会計予算

◎出席議員（12名）

議長	12番	伊藤幸司君	副議長	11番	堺繁光君
	1番	疋田清美君		2番	飯田幸仁君
	3番	沼山雄平君		4番	宮本理恵子君
	5番	福原英夫君		6番	近江武君
	7番	工藤松子君		8番	西川敏郎君
	9番	梶谷康介君		10番	斉藤勝君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長	石山英雄君	副町長	若佐智弘君
総務課長	尾坂一範君	政策財政課長	佐藤隆信君
税務課長	三浦忠男君	福祉課長	岩城広紀君
健康推進課長	松谷映彦君	町民生活課長	川合秀樹君
水産課長	佐藤祐二君	水産課参事兼水産センター所長	渡辺孝行君
農林畜産課長兼農業委員会事務局長		農林畜産課参事兼肉牛改良センター所長	
	佐藤工君		三谷幸一君
商工観光課長	田中建一君	建設課長	横山義和君
大島支所長兼小島支所長兼大沢支所長		会計管理者兼出納室長	阪本涼子君
	福井純一君	水道課長	高橋光二君
病院事務局長	白川義則君	教育長	宮島武司君
学校教育課長兼学校給食センター所長		文化社会教育課長	堀川昭彦君
	鍋谷利彦君	監査委員	藤崎秀人君
選挙管理委員会事務局書記長兼監査室長		議会事務局長	鍋島孝明君
	平田昭浩君		

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	鍋島孝明君	議会事務局次長	佐藤巧君
--------	-------	---------	------

◎議長あいさつ

○議長(伊藤幸司君) おはようございます。

一言、ご挨拶申し上げます。

本日、令和2年松前町議会第1回定例会が招集されましたところ、皆様には何かとご多忙のところご出席下さいまして、会議の運びに至りました事を厚く御礼申し上げます。

◎開会宣告・開議宣告

○議長(伊藤幸司君) ただ今から令和2年松前町議会第1回定例会を開会致します。

直ちに会議を開きます。

◎諸般の報告・議事日程

○議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(伊藤幸司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番西川敏郎君、9番梶谷康介君、以上2名を指名致します。

◎議会運営委員会報告

○議長(伊藤幸司君) 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、沼山雄平君。

○議会運営委員会委員長(沼山雄平君) 3月2日開催された議会運営委員会において、本定例会の会期は本日3月4日から3月9日までの6日間と致しまして、議事日程については、お手元に配布のとおり進めることに決定致しました。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済みと致します。

◎会期の決定

○議長(伊藤幸司君) 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

ただ今の議会運営委員会報告のとおり、今期定例会の会期は、本日から3月9日までの6日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

◎議案第7号 令和元年度松前町一般会計補正予算(第8回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第4、議案第7号、令和元年度松前町一般会計補正予算(第8回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤隆信君) おはようございます。

ただ今議題となりました議案第7号、令和元年度松前町一般会計補正予算(第8回)の内容を説明させていただきます。

令和元年度松前町の一般会計補正予算(第8回)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1千312万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億9千287万6千円とするものでございます。2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条、繰越明許費です。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」によるものでございます。

第3条、債務負担行為の補正です。既定の債務負担行為の補正は、「第3表債務負担行為補正」によるものでございます。

第4条、地方債の補正です。既定の地方債の補正は、「第4表地方債補正」によるものでございます。

それでは、歳入歳出詳細を事項別明細の歳出からご説明させていただきたいと思っております。49ページをお開き願います。

説明の前に今回の補正予算につきましては、年度末までの決算見込みや入札及び実績確定等による減額補正がほとんどでございます。よって、補正額の説明は、款項ごとにさせていただき、その中でも主な増額と減額の補正を中心に説明し、その他は、年度末までの決算見込みや入札及び実績確定等によるものをご理解いただきたいと思います。また、読み上げる款項の補正金額は、各款の項における補正分の最後のページの下段、計に表示されてございますので、よろしく申し上げます。議会費ですと1ページですので、この下段の計のこの金額が私読み上げますので、複数ページにまたがる場合は、すぐ金額が出てきませんのでよろしくお願い致します。

それでは、説明させていただきます。

3. 歳出です。1款1項議会費では、198万7千円の減額計上です。1目4節社会保険料では、5千円の追加計上です。社会保険料の料率改定に伴う3月分の不足に対応する追加です。9節費用弁償の減額は、当初で予定していた道外にかかる旅行等が実績では減少したことによるものです。

50ページです。2款1項総務管理費では、1千729万9千円の減額計上です。1目1節日直業務嘱託員報酬では、7千円の追加です。新規の警備員に係る指導及び引き継ぎに係る追加分です。7節一般管理賃金の減額は、当初予備人員を含め6人を予定したところ、5人で済んだための減額です。9節職員研修旅費の減額は、当初はJR等の利用により旅費を算定していましたが、大半で公用車を利用したことと、予定した研修に参加できなかったことによるものです。11節行政情報システム修繕料の減額は、主に故障する機

器分として予算措置しましたが、故障が少なかったことによるものです。

5 1 ページです。1 9 節通知カード、個人番号カード関連事務委任交付金では、2 3 万 8 千円の追加計上です。これは、委任事務を請け負っている地方公共団体情報システム機構へ支払う交付金ですが、全国における 3 月までのマイナンバーカードの発行数が増加する見込みのための計上です。なお、この財源は全額国の補助金で賄われるものです。3 目 1 2 節庁舎管理手数料では、1 1 万 4 千円の追加計上です。これは、し尿処理及びストーブ清掃等の手数料ですが、予定外のストーブ等の清掃が生じ、既存の予算で支払いを終えたことから、3 月末までのし尿処理手数料が不足する見込みの分の計上です。2 5 節財産調整基金積立金は、福山の旧松前記念クリニック裏の河川工事で、町有地の一部を北海道に売り払う分、5 万 8 千円の追加分を含んだ減額の計上です。

5 3 ページです。4 目 4 節社会保険料では、6 千円の追加計上です。これは、社会保険料の料率改定に伴う 3 月分の不足に対応する追加です。5 目 1 1 節ふるさと松前応援寄附受入印刷製本費の減額は、寄附の返礼品にかける経費割合が規制されたことで、パンフレットの印刷ができなかったことによるものです。

5 5 ページです。1 3 節ふるさと松前応援寄附受入特産品取扱委託料の減額は、物産振興に係る寄付金の減少に伴い、返礼品の取扱量が減ったことによるものです。1 9 節地域生活バス運行事業補助金は、当該事業に係る事業者の函館バスに対する国庫補助金が増額となったことからの減額分です。2 5 節ふるさと松前応援基金積立金では、2 0 3 万 3 千円の追加計上です。これは、歳入のふるさと応援寄附金を主に物産振興では歳出経費にも充当しておりましたが、印刷製本費を始めとする経費が減額となったため、充当の必要がなくなった分を基金へ積み立てするものです。下段の計補正額 2 款 1 項総務管理費、1 千 7 2 9 万 9 千円の減額計上であります。

5 6 ページです。2 項徴税費では、2 8 万 4 千円の減額計上です。

5 7 ページです。3 項戸籍住民基本台帳費では、財源更正です。

5 8 ページです。4 項選挙費では、4 8 4 万 6 千円の減額計上です。3 目知事、道議会議員選挙費、そして 5 9 ページの 4 目町議会選挙費、そして 6 0 ページの 5 目参議院議員通常選挙費の各選挙が終了したこと等により、6 1 ページです。下段計補正額 4 項選挙費、4 8 4 万 6 千円の減額をしたところでございます。

6 2 ページです。5 項統計調査費では、1 3 0 万円の減額計上です。

6 3 ページです。6 項監査員費では、1 8 万 8 千円の減額計上です。

6 4 ページです。3 款 1 項社会福祉費では、4 千 3 1 2 万円の減額計上です。1 目 2 0 節障害者自立支援介護訓練等給付費では、当初予定していた利用件数より、実績見込み件数が減少したことによるものです。2 8 節国民健康保険特別会計に対する繰出金の減額は、主に国民健康保険基盤安定分の減額によるものです。

6 6 ページです。3 目 2 8 節介護保険特別会計に対する繰出金の減額は、保険事業勘定の事務費負担分の減額によるものです。後期高齢者医療特別会計に対する繰出金の減額は、主に広域連合への事務費繰出金及び保険基盤安定分の額の実績見込みによる減額によるものです。4 目 1 9 節松前町街灯料補助金では、8 万 4 千円の追加計上です。これは、2 3 町内会の街灯料の実績見込みによる不足分の追加です。下段計補正額 3 款 1 項社会福祉費、4 千 3 1 2 万円の減額計上であります。

6 7 ページです。2 項児童福祉費では、2 千 5 1 7 万円の減額計上です。1 目 7 節保育所賃金の減額は、当初 2 名の正規職員の想定により、代替臨時職員分の予算措置をしていましたが、新規採用により正規職員が 3 名となったことによるものです。学童保育賃金の

減額は、松城学童保育に小島小の学童保育の送迎分の賃金として予算措置しましたが、実績がなかったことによるものです。8節松前っ子誕生祝金では、当初見込みより実績が22件減少する見込みであるためのものです。

68ページです。19節子ども子育て支援施設型給付費及び施設等利用費は、松前認定こども園の入所者及び利用者の減による減額です。下段計補正額2項児童福祉費、2千517万円の減額計上であります。

69ページです。4款1項保健衛生費では、3千875万7千円の追加計上です。2目13節妊産婦健康診査業務委託料の減額は、当初予定していた人数よりも実績見込み人数が少なかったことによるものです。

70ページです。3目13節一般検診等委託料の概要については、114ページから115ページに参考資料を添付しておりますので、ご参照願います。

続いて、72ページです。4目19節空家除却支援補助金の減額は、当初30件分を予定したところ、実績見込みで25件となったことによるものです。7目19節病院事業会計に対する補助金では、5千594万円の追加計上です。これは、交付税額の確定に伴う精算による追加分です。下段計補正額4款1項保健衛生費、3千875万7千円の追加計上であります。

73ページです。2項清掃費では、919万3千円の減額計上です。1目19節渡島廃棄物処理広域連合及び渡島西部広域事務組合（衛生部門）各負担金の減額は、連合及び組合の減額補正に伴うものです。

74ページです。3項上水道費では、80万6千円の減額計上です。水道事業会計に対する補助金で、建設改良の減額に伴う一般会計負担の辺地債の減額によるものです。

75ページです。5款1項労働諸費では、4千円の減額計上です。

76ページです。6款1項農業費では、497万9千円の減額計上です。3目7節肉牛改良センター管理賃金の減額は、予定した研修生がなかったことからの減額です。22節貸付肉用牛事故損害賠償金は、当初3頭分を見込んでおりましたが、事故がなかったことから減額です。

77ページです。2項林業費では、378万1千円の減額計上です。

78ページです。1目19節地域材で建てる住宅支援事業補助金は、予定見込み件数等の減少によるものです。

79ページです。3項水産業費では、1千194万9千円の減額計上です。1目13節海岸漂着物等処理委託料の減額は、実績で当初予定した漂着物が少なかったことによるものです。19節水産基盤整備事業負担金（漁港分）は、道に対する町負担金が確定したことによる減額です。漁業支援総合補助金は、栽培漁業でナマコ種苗購入の減額と、養殖漁業における施設維持費等の減額によるものです。松前町水産加工振興協議会補助金の減額は、イカゴロ処理運搬用に予定していた補助金ですが、イカ等の不漁により、運搬回数が少なくなったことによるものです。

80ページです。7款1項商工費では、2千276万4千円の減額計上です。1目19節プレミアム付商品券発行事業補助金の減額は、国のプレミアムに係る減額で、当初4千人の利用を予定していましたが、申請は646人、16.15%に留まり、差し引き3千354人の未申請分等を減額するものです。

81ページです。2目19節松前ウインターフェスティバル実行委員会負担金の減額は、過去に例をみない雪不足のため、イベントを中止したことによるものです。82ページ、下段計補正額7款1項商工費、2千276万4千円の減額計上であります。

83 ページです。8 款 2 項道路橋りょう費では、489 万円の減額計上です。1 目 1 3 節は、いずれも入札に伴う減額によるものと、2 目は財源更正です。

84 ページです。4 項港湾費では、41 万 7 千円の減額計上です。

85 ページです。5 項住宅費では、2 千 90 万 7 千円の減額計上です。各目いずれも入札に伴う減額によるものです。

86 ページです。9 款 1 項消防費では、392 万 5 千円の減額計上です。1 目 1 9 節渡島西部広域事務組合（消防部門）負担金の減額は、組合の減額補正に伴うものです。2 目 4 節防災専門員社会保険料では、7 千円の追加計上です。これは、社会保険料の料率改定に伴う 3 月分の不足に対応する追加です。

87 ページです。10 款 1 項教育総務費では、686 万 6 千円の減額計上です。

89 ページまでお願いします。3 目 1 9 節松前高等学校通学生交通費等補助金の減額は、町外からの通学生がなかったことによるものです。2 1 節奨学資金貸付金の減額は、当初 10 人分を見込んでおりましたが、貸付者が 4 名となったことによるものです。下段計補正額 10 款 1 項教育総務費、686 万 6 千円の減額計上であります。

90 ページです。2 項小学校費では、392 万 8 千円の減額です。

91 ページまでお願いします。2 目 20 節要保護・準要保護児童生徒就学援助費の減額は、当初予定した児童数が、実績見込みで減少したことによるものです。下段計補正額 2 項小学校費、392 万 8 千円の減額計上であります。

92 ページです。3 項中学校費では、772 万 3 千円の減額計上です。

93 ページお願いします。1 目 1 4 節学校管理車両借上料の減額は、予定していた校外学習が日程の調整がつかず、開催できなかったことによるバス借上料の減額によるものです。2 目 20 節要保護・準要保護児童生徒就学援助費の減額は、当初予定した生徒数が実績見込みで減少したことによるものです。下段の計補正額 3 項中学校費、772 万 3 千円の減額であります。

94 ページです。4 項社会教育費では、1 千 2 4 2 万 3 千円の減額計上です。

96 ページお願い致します。3 目 7 節賃金の減額は、時間外勤務等の減少によるものです。

97 ページです。4 目 7 節町民総合センター賃金の減額は、当初 2 人分の予算措置をしておりましたが、正規職員の配置により、1 名分減少したことによるものです。

101 ページまでお願いします。6 目 1 5 節史跡松前氏城跡福山城跡災害復旧土塀工事請負費の減額は、入札に伴う減額によるものです。下段の計補正額 4 項社会教育費、1 千 2 4 2 万 3 千円の減額計上であります。

102 ページです。5 項保健体育費では、103 ページの方お願い致します。下段計補正額、1 2 9 万 4 千円の減額計上であります。

104 ページです。1 2 款 1 項交際費では、1 3 8 万 3 千円の減額計上です。1 目は、財源更正です。2 目 2 3 節一時借入金利子の減額は、当初予定していた一時借入金が、実績で減少する予定で、その利子を算定したことによるものです。

105 ページです。1 3 款 1 項職員給与費で、4 千 4 5 万 5 千円の減額計上です。1 目 2 節職員給料の減額は、当初予算から退職及び新規未採用の 3 人分が減額となったこと等によるものです。3 節期末手当及び勤勉手当の減額も職員給料と同様の理由です。時間外勤務手当の減額は、町議会議員の選挙がなかったことなどによるものです。4 節共済組合負担金及び退職手当組合負担金の減額も、職員給料と同様の理由です。なお、107 ページから 113 ページに附表として給与費明細書を添付しておりますので、ご参照をお願いします。

します。

以上が歳出でございます。次に歳入です。11ページをご覧ください。

2. 歳入です。1款1項町民税では、2千241万円の追加計上です。1目1節特別徴収分及び普通徴収分は、当初見込みから実績見込みの増加予定によるものです。2目1節法人税割の減額は、課税標準の減少によるものです。2目法人町民税は、4法人分の滞納繰越分を徴収したことによるものです。

12ページです。2項固定資産税では、854万6千円の追加計上です。1目1節固定資産税は、償却資産の増加によるものです。2節固定資産税は、当初滞納繰越調定の6%を滞納繰越調定の6%予定していましたが、11ポイント増加の17%程度の収入見込みとなったことによるものです。

13ページです。3項軽自動車税では、46万4千円の減額計上です。

14ページです。4項町たばこ税では、430万2千円の減額計上です。売上本数の減少見込みによるものです。

15ページです。6項入湯税では、77万2千円の減額計上です。

16ページです。2款1項地方揮発油譲与税では、80万円の減額計上です。

17ページです。2項自動車重量譲与税では、370万円の追加計上です。当初見込みより実績で増加見込みによるものです。

18ページです。3款1項利子割交付金では、68万円の減額計上です。

19ページです。4款1項配当割交付金では、35万円の減額計上です。

20ページです。5款1項株式等譲渡所得割交付金では、58万7千円の減額計上です。

21ページです。7款1項自動車取得税交付金では、14万1千円の追加計上です。当初見込みより実績で増加したことによるものです。

22ページです。8款1項地方特例交付金では、794万9千円の追加計上です。これは、幼児教育と保育の無償化に伴う子ども子育て支援臨時交付金の増加によるものです。

23ページです。9款1項地方交付税では、4千166万9千円の減額計上です。歳出事業費の減額補正に対する財源調整のための減額措置です。

24ページです。10款1項交通安全対策特別交付金では、1千円の減額計上です。交付金の対象となる交通事故がなかったための減額です。

25ページです。11款1項負担金では、25万8千円の減額計上です。

26ページです。12款1項使用料では、298万8千円の追加計上です。7目3節郷土資料館入館料の増加が主な要因です。

27ページお願いします。下段計補正額12款1項使用料、298万8千円の追加計上でございます。

28ページです。2項手数料では、39万7千円の減額計上です。

29ページです。13款1項国庫負担金では、1千863万4千円の減額計上です。1目各節において増減はありますが、各歳出事業の増減により算定された国庫負担金の計上です。

31ページです。2項国庫補助金では、3千717万2千円の減額計上です。各目節において増減はありますが、各歳出事業の増減により算定された国庫補助金の計上です。

33ページです。3項国庫委託金では、2千円の追加計上です。自衛官募集事務委託金の増加です。

34ページです。14款1項道負担金では、1千449万円の減額計上です。1目各節において増減はありますが、各歳出事業の増減により算定された道負担金の計上です。

35 ページです。下段の計補正額 14 款 1 項道負担金、1 千 4 4 9 万円の減額計上であります。

36 ページです。2 項道補助金では、3 6 5 万 9 千円の追加計上です。各目節において増減はありますが、各節に計上している地域づくり総合交付金が決定したことによる新規の計上が主な要因です。

37 ページです。3 項道委託金では、4 4 6 万 7 千円の減額計上です。各目節において増減はありますが、各事務等の委託により算定された道委託金の計上です。

38 ページです。15 款 1 項財産運用収入では、2 3 6 万 8 千円の減額計上です。当初見込みより実績見込みがトータルで減少したことと、滞納繰越となった分を収入にしたことによるものです。

39 ページです。2 項財産売払収入では、5 1 0 万 6 千円の追加計上です。1 目 1 節の土地売払代金は歳出でもご説明しましたが、福山の旧松前記念クリニック裏の河川工事で、町有地の一部を北海道に売り払う分です。2 目 3 目は売払実績によるものです。4 目 1 節の株式譲渡金は、北海道 7 空港の一括民営化に伴い、国管理空港であった函館空港を管理していた函館空港ビルディング株式会社の町が保有する株券 6 0 0 株を新しい管理会社の北海道エアポート株式会社へ譲渡したことによる譲渡金であります。

40 ページです。16 款 1 項寄附金では、3 9 万 4 千円の減額計上です。1 目 1 節の一般寄附金は、北斗市の辻木材株式会社様からの 1 0 万円の寄附金でございます。

41 ページです。17 款 1 項特別会計繰入金では、2 2 万 5 千円の追加計上です。これは、国民健康保険特別会計からインフルエンザ予防接種に係る繰入金です。

42 ページです。2 項基金繰入金では、1 億 1 5 万 1 千円の減額計上です。1 目 1 節の財政調整基金繰入金の減額は、歳出事業費の大幅な減額補正により、財源不足が圧縮されたことによるものです。4 目 1 節の森林環境譲与税基金繰入金の減額は、歳出の森林経営管理事業の減額補正に対応する財源の減額分です。

43 ページです。19 款 3 項貸付金元利収入では、4 万 8 千円の減額計上です。

44 ページです。4 項受託事業収入では、1 0 3 万 7 千円の減額計上です。1 目各節において受託事業の算定見込みによる計上です。

45 ページです。5 項雑入では、5 2 0 万 9 千円の減額計上です。各目節内において増減はありますが、2 目 1 節の貸付肉用牛事故弁償金の減額は、歳出同様事故実績がなかったことによるものです。6 目 1 節の北海道市町村振興協会助成金の減額は、ウインターフェスティバルの中止によるものです。また、まちづくり人づくり推進交付金から人材育成等事業費助成金までの追加分は、職員研修に係る北海道町村会等からの助成金です。

47 ページです。20 款 1 項町債では、3 千 3 6 0 万円の減額計上です。各節で増減ありますが、各歳出事業により算定された地方債の計上です。

以上が歳入です。2 ページをご覧ください。

第 1 表歳入歳出予算補正で、歳入です。3 ページをお願いします。3 ページの歳入合計が、補正前の額 5 6 億 6 0 0 万円から 2 億 1 千 3 1 2 万 4 千円を減額し、補正後の額を 5 3 億 9 千 2 8 7 万 6 千円にするものでございます。

4 ページです。歳出です。5 ページをお願い致します。歳出合計につきましても歳入同様、補正前の額から 2 億 1 千 3 1 2 万 4 千円を減額し、補正後の額を 5 3 億 9 千 2 8 7 万 6 千円にするものでございます。

6 ページです。第 2 表繰越明許費です。国の補正予算で国庫補助財源の内定を受け、記載のとおり翌年度に繰り越そうとするものでございます。

7 ページです。第3表債務負担行為補正です。追加の分として、北前船記念公園総合管理施設管理運営委託料について、記載のとおり期間、限度額の債務を負担するものでございます。

8 ページです。第4表地方債補正です。変更の分として、病院施設整備事業補助金外13事業について、記載のとおり限度額をそれぞれ補正後の金額に変更するものでございます。

以上が議案第7号、令和元年度松前町一般会計補正予算(第8回)の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

5番福原議員。

○5番(福原英夫君) このような時ですので、手短に質問させていただきます。

まずページ55ページ、2款総務費1項総務管理費、地域振興費、13節委託料、ふるさと応援寄附受入特産品取扱委託料。こういうふうには減額されると、一生懸命頑張ったけども、結果的にこういうふうになったのかなというふうなことを思うんですけども、その経過経緯ちょっと答弁願います。

その次に、民生費、ページ67ページですけども、やはりここの松前っ子祝金、誕生祝金、町長が、やはり松前町の人口を歯止めをかけようということで、ここを思いきってやった事業ですのでね、今回3分の1を減額してるんですよ。そんなことで、ここも頑張ったと思うけれども、民生の方だけでなく、総合的に取り組まなければならない事業でないのかなあというふうにしたもんですから、取り組み経過経緯、答弁願います。

ページ72ページ、衛生費、病院事業会計に対する補助金。一般財源を使って5千594万、ルールどおりの補助はしてると思いますけれど、4千万でしたか、町長の肝入りでプラスアルファしてますけども、ここの内容、ちょっと教えてほしいなあと思ってました。答弁願います。

それと、ページ78、6款の農林水産業費負担金補助及び交付金、地材で、地域材で育てる住宅支援事業補助金。ここも町長がやはり大事にした事業でないのかなあと思ってたんです。4分の1減額してました。やはり松前町ではそれほどもう需要がなかったのか、PR不足なのか、それと業者さんとの連携プレーでの振興策をどう考えてたのかなあと思ったもんですから、答弁いただける範囲内で答弁していただいたい。

それと、ページ79ページ、農林水産業費、漁業支援総合補助金、減額586万5千円。内容をちょっと教えてください。ここもやはり町長が随分松前町の漁業、どうにかしたいという熱い思いで漁業振興を今日まで頑張ってきましたんでね、そんなことでどのような対応をとったのか。

その次、ページ80ページ、商工費、プレミアム商品券の19節負担金補助、ちょっと減額幅が大きかったもんですから、どういうふうな内容でこれだけの減額したのかっていう、つかみがきでいいですので、答弁していただければ、そんなところですよ。

○議長(伊藤幸司君) 1点目、総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) 1点目のふるさと納税の関係につきまして、答弁させていただきます。ふるさと納税につきましては、地方税法の改正によりまして、令和元年6月1日から規制が入っております。それで、その内容であります、返礼品割合3割以下、返礼品は地場産品、募集費用は5割以下に納さいよというふうな形で規制が行われたわけがあります。福原議員おっしゃいましたとおり、我々はできる限りのことは、やっぱりやっ

たつもりではいるんですが、予算でいきますと規定予算、1千670万を見込んでたんですけども、今回49万3千円、大体50万程度の減額をしております。その内訳としまして、物産振興に関わる分の減額が150万、逆にさくら、城、書の寄附金については100万7千円を増額したというふうな形であります。

やはり実績等を見ますと、このふるさと納税の制度始まってから、平成29年度にインターネットを使った、失礼しました、平成30年からインターネットを使った申し込みができるようにしたというふうなことで、平成29年、使う前には570万程度の寄附金だったものが、やっぱり使ってから1千530万、3倍ぐらい増えてるというふうな形で30年の実績は出ました。30年の実績の合計で2千100万、そのうち、やっぱり物産が1千900万あったんですけども、今回見込みとして、やはり返礼品割合5割でやったものを3割にしたとか。やっぱり同じようなものが各地方公共団体で出してるものですから、競合してる部分もあるというふうなことで、その部分で約550万、平成30年度から見て減額になってるというふうな形で、最終的には50万程度の減額で済んでるんですが、今後も業者さんといろいろ協議しながら、新しい返礼品の開発だとかを目指して努力していきたいというふうに考えているところであります。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 2点目、福祉課長。

○福祉課長(岩城広紀君) 松前っ子誕生祝金の関係でございます。今回の松前っ子誕生祝金につきましては、当初77件、誕生38件、満1歳到達35件を見込んでおりましたけども、これにつきましては当初予算の段階では、前年度の実績を踏まえて、それにプラスアルファをして当初予算を積算したところであります。

実際のところ、今までの実績、それと今後の見込みも含めて51件の実績見込みとなることになりました。非常に残念ではありますけども、22件分が不用になるというふうな形で、今回減額補正したところであります。

私どもとしましては、やっぱり少子化と、子育て支援という観点から、今後もこの事業は続けていかなければならないと思っておりますし、民生だけでなく、やっぱり働く、子育ての人達の支援も含めて、全体的に、町全体でこういう事業を進めていかなければならないと思っておりますので、今後もこれについては総合的に、町全体で取り組むべきと考えまして、今後も進めて行きたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長(伊藤幸司君) 3点目、政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤隆信君) それでは、病院事業会計に対する補助金、予算書72ページのご質問にお答え致します。

今回5千594万円ということで、トータルすると予算額で3億1千700万程度なります。去年はトータルで3億1千430万でしたので、そうですね、ちょっと上がったのかな、300万くらい上がってるんですけども、実際が、当初で1億、今年度は1億5千万くらいみて、9月補正で1億円足して、そして今回最後で交付税全部決まったものから、その差額を出してます。そして、福原議員おっしゃるとおり、町長の政策予算は、正式に言うと3千200万足してございます。そして、今回は特別交付税の方で、300万ほど上がった話したんですが、特別交付税の方の不採算地区病院の方で、実は1千400万程度上がってございまして、本来1千400万程度病院補助金増えるんですけども、その裏で建設改良費の方が1千万くらいちょっと下がってるので、それを相殺すると前年より300万程度増加の補助金を病院の方へ出してるという状況でございます。

○議長(伊藤幸司君) 4点目、農林水産課長。

○農林畜産課長(佐藤工君) 78ページの、地域材の200万の減額の要因は言うことで

ご質問あったかと思えます。まず我々、昨年の秋に建築協会の方々とお集まりしていただきまして、いろいろ検討した中で、一番の大きな要因と言いますか、これは、我々平成26年からこの事業やっております。先ほど申しました一番の要因ってのは、1戸あたりの平均補助金の支出額が、昨年度までは大体50万から60万の間で推移しておりました。今年の令和元年ですか、この場合は1軒あたり平均38万、平均ですけども。それは何かと言うと、協会の方々とは相談した中では、1戸あたりの建築費が非常に抑えられていると、要するに新築も少ない、改築費の方が多いと。軒数で見ますと平成26年から28年までは8戸、9戸の推移でありました。それから29年から昨年度まで15戸、16戸、13戸と大体横ばいで、軒数は普通で変化はないんじゃないかなと思ひまして、だから、我々としては、最終的には、まず一つには1軒あたりの建築費の減額、少ないということ。それから、もう一つの要因としましては、昨年度申しあげました抽選からもれる方を極力少なく、たくさんの人にやるためには、補助金の基本額を下げるということで、そういう単価の下げも一つの要因かなと、金額の減に對しましてですね。

ただし、昨日、一昨日ですか、あたりにはまた1軒申し込みがありましたんで、最終的にはもう少し上がるんじゃないかということ。

ただ、最終的に言えるのは、大体この6年7年目にして、概ね落ち着いてきたんではないかということで、当初の500万の予算から800万に上げた推移の中でも、一気に28年あたりは集中しましたけども、やっぱり500万ぐらいの元々の計算上に戻るんじゃないかと、協会の方とは議論しまして、そういう結果ですんで、概ねこの経過を見て、600万程度での推移して、もっとPRをしていこうかなと思っておりますんで、ご理解していただきたい。

○議長(伊藤幸司君) 5点目、水産課長。

○水産課長(佐藤祐二君) ページ79ページの漁業支援総合補助金の減額の内容だというご質問でございます。

まず、一つとしまして、ナマコ放流事業ということで、北海道栽培漁業振興公社熊石事業所から12万個購入予定をしておりましたけども、昨年度、原因不明の減耗があったということで、実績として、6万個という実績になったことによる減額が一番大きな要因でございます。

それと、アワビ人工種苗購入も予定しておりましたけども、着業者の減などに伴いまして、種苗購入数も減少になったということと、ホッケ蓄養事業、またコンブ養殖施設事業の固定管等の補修費用の部分が実績として減額になったと。これらを合わせましての減額というふうな内容でございます。

○議長(伊藤幸司君) 6点目、商工観光課長。

○商工観光課長(田中建一君) ページ80ページ、プレミアム付商品券発行事業補助金で、1千694万円の減額。減少幅が大きかったその経緯について、ご説明を致します。

昨年3月、第1回補正予算に当該補助金を計上致しました。計上した時点では、対象者の数がわからなかったため、平成30年1月1日現在の住民税非課税者の世帯員数と、当初国が示した2歳以下の子どもの数を基に対象者を4千人としたところでございます。その後、所得税の確定申告等により確定した住民税非課税者と対象となる子どもの数の合計が2千627人と大きく減少しました。この対象者となる2千627人のうち、申請者が646人となったことから、当初の4千人から申請者の646人を差し引いた3千354人分の事業費を減額しようとするものでございます。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 5番福原君。

○5番(福原英夫君) よくわかりました。ページ55ページの関係、前に12月に私松前町の歳入の三本柱っていうのが、やはり自然エネルギーと、それと事務事業の見直しと、それとこのふるさと納税だと、こう一応は断言したもんですからね。努力してると思うんだけど、もう一回新年度来ますんでね、体制を、僕はやはり今の総務だけでなく、産業課とやはり連携プレー、商工との連携プレーをとった中で、やはり体制をもう一回つくったらいけないかなというふうに思ってる人なんです。そんなことで、そのところを考えているかどうかということをお答えします。

それと、67ページの民生費、松前っ子誕生祝金。やはり、これが松前の定住移住であり、子ども達を増やす一番の要だと思ってるもんですからね、もう一回、先ほど課長が答弁なさったように、町全体の体制づくりをして取り組んだらいいなあと思ってたもんですからね、その言葉を聞いて、私はね、ああ、令和2年は頑張ってくれるんだなあというふうに思いましたので、答弁はよろしいです。

それと72ページの病院事業に対する補助金、わかりました、これも。細部については病院の会計の、病院事業の方で説明があるでしょうから、その時にゆっくり聞きたいと思います。

それと、地域材で育てる住宅支援事業、需要がなくなっているなあという気はしてたんです。町がこういう状況なんで。そうすると、その人達が改修したり新築したりするっていうエネルギーはだんだんだんだん削がれていく現象が見えてきたもんですからね。そんな意味では、この地域材の支援事業っていうのは一つの目安だったんです、私はね。そんなことで、もう一回松前町の状況を見て、これを町長が決断した大事な事業ですんでね、振興策をね、十分に考えてもらいたいなということで一言もらえたら。

それと、ページ79ページ、佐藤課長は、ナマコは松前町で今ね、随分いい収益の柱になってきてましたんでね、ここもう一回頑張って、12万個であり20万個というふうにして、漁業者の所得をね、上げてくれるように関係団体と調整してほしいなと思いました。

それとアワビの人工礁、人工育成、福島町でこの間、本当かどうかわかんないですけども、今年度、来年度10万個出すぞということを福島議員が言ったもんですから、本当かどうかわかんないですけどもね。だから、陸上でそういうことを考えて、もう着々と進めてるって言われて、松前町は一番最初にこの道南で取り組んだ事業だったもんですからね、もう一回、ここの進め方を考えて取り組んでももらいたいなと思いました。

それと、プレミアム商品券わかりました。またこういうふうなプレミアム商品券を発行するようなことはないと思いますけれどもね、またあったら頑張してほしいなと思ってました。総務課長、よろしくお願ひします。

○議長(伊藤幸司君) 1点目、総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) 1点目のふるさと納税の関係であります。新年度に向けて、関係各課との連携というふうなお話でございます。今現在の返礼品は、ほとんどが水産関係の品物となっておりますので、水産課と今以上に連携をしながら、今以上のどのような連携ができるかも含め、検討してまいりたいなというふうに考えております。

更には、商工観光課との連携、各種イベントいろいろやっていますんで、その辺でのPRの方法など。ただ、総務省の方から言われているのは、不特定多数の方にPRするのは、基本的に駄目というふうなことになってますんで、その辺も考えながらどのようなことができるのか、検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解願ひします。

○議長(伊藤幸司君) 2点目、農林畜産課長。

○農林畜産課長(佐藤工君) 今までの内容で、PRがはたしてそれで良かったのか。また

再度検討しまして、協会等ともご相談もしまして、今後の展開についてはご期待していただきたいと思いますので。

○議長(伊藤幸司君) 3点目、水産課長。

○水産課長(佐藤祐二君) ナマコの関係につきましては、種苗供給先の栽培公社の方で、先ほど言いましたような理由で6万個に、半分になってしまったということで、骨格予算になりますけども、令和2年度でも12万個、各地区に1万個ずつ補充できるような体制ということで、要望しておりますし、その他に水産センターでの採苗、また各浜での漁業者の方々自らの簡易採苗と合わせまして、どんどんナマコの生産拡大を図ってまいりたいというふうに考えております。

アワビ養殖の件でございますけども、まず町内、地元におけるアワビ養殖につきましては、長年取り組んできましたけども、やっぱり韓国産アワビの値段に押され気味というようなことで、なかなか採算性が元値、うまみが少なくなってきたということで、今30ミリメートル種苗を丸2年養殖して大体出荷サイズになるんですけども、丸2年間の中で指導所等々の付近の方々からも聞いておりますけども、大体2年間で20万円から25万円のプラスなんですけども、その採算性考えたら今後どうなるのかということで、これ、組合共々売り方、高くどう売っていくかといったようなことも一番の課題となってくると思いますけども、その辺また関係者とも協議してまいりたいと。

あと、福島町のアワビの部分につきましては、直接聞いておりませんので、ちょっとここではコメント差し控えさせていただきます。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 5番福原君。

○5番(福原英夫君) 水産課長とも、農林畜産課長とも質疑はあんまり、もうこれで終わりがなと思うもんですからね。

ナマコがここまできたもんですからね、繋いでいってもらいたいなあということと、アワビは、やはり大きい財産ですもんね。やはり松前町は、この町内での消費を考えていくというのが基本かなと思ったりしてました。

それとウニ。この間、たまたま課長と会いましたけれども、小川水産、小川商店がありますのでね、藻場造成の材料にもなるだろうし、ウニの殻っていうのは。そんなことで通年操業ができるような、松前のウニの生産を考えると、そうずっと漁船漁業と養殖とミックスした複合経営ができるんでないかなあと思ってますんでね。そのような下地をつくってくれたものと思ってますんで、最後、元気のいい、いつもの声で答弁していただいて、頑張っしてほしいなと思ってました。

○議長(伊藤幸司君) 水産課長。

○水産課長(佐藤祐二君) 漁業振興の部分で、アワビ養殖につきましては先ほども申し上げましたとおり、そういった課題があるといったような部分でございますので、今後とも着業者、組合とも、また指導所の指導も仰ぎながら検討してまいりたいというふうに考えております。

ナマコにつきましても、引き続きいろんな公社からの種苗購入、放流、自らの簡易採苗放流と水産センターにおける採苗放流といった三段構えの部分で、引き続き生産の向上に向けて取り組んでまいりたいということで考えております。

ウニについてでございますけども、今年度4月、3月のさくら組合の魚種別の、トップ魚種が現在ウニなんですとね、1億3千万くらいであるということで、この傾向はもう3年くらい前から続いておりまして、最終的に3月決算の中でヤリイカに追い抜かれるのかどうなのかといったことで、それだけマグロですとかイカの部分が低迷しているという裏返

しの話になるんだと思いますけども、このウニについてもいろんな取り組み各地でやりますので、組合共々、町としても支援してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長(伊藤幸司君) 質疑ございませんか。

9 番梶谷君。

○9 番(梶谷康介君) 私からは3点お尋ね致します。第1点目はね、ページ12、固定資産税の中身なんですけれどもね、増えるってことは歓迎することなんですけれども、中身がちよっとわかんないもんだから、その中身を説明をいただきたい。

それから2点目は、5番議員からも質問ありましたが、この漁業支援の補助金が580万も余したと、表現悪いですけどね、余したと。説明を聞いている限りではね、一生懸命やったけれども、結果として余ったというふうに受け止めていいのか。私は逆にね、この補助金を余すってこと自体がね、どういうことなのか真剣に考えてみないといけないのではないの。目的が達成されたという見方ですか、水産課長、その辺はきちっとね、こういう目的を持って、こういう額を設定しました、しかし、結果としてはこれだけ余りましたと。そういう話をきちっと説明していただきたいと思います。これは、私質問の裏にはね、前の2千万の3年間の補助金の関係もあるんでね、補助金を余すってこと自体がね、どういう考え方なのか、疑問感ずるもんですから、水産課長、この辺はね、やっぱりきちっとした補助目的が達成されたという認識ですか、お尋ね致します。

それから80ページの、これプレミアム付商品券もね、誰が見たって、この数字、疑問感じますよ。国の政策と連動しながら松前町も行った事業だと私は理解してますけども、これだって4千人の予算を立てたって、それなりの期待を込めて、あるいはある程度想定しながらやった事業だと思っただけけれども、こんな結果がね、予定された予算の20%にも達しないような結果、この事業どう判定しますか。お尋ね致します。この3点です。

○議長(伊藤幸司君) 1点目、税務課長。

○税務課長(三浦忠男君) それでは、ページ12ページでございます。固定資産税の増額に関するご質問でございます。まず、固定資産税の、現年度分の固定資産税406万5千円の増額の関係でございます。これにつきましては、小型風力の償却資産の関係でございます。小型風力につきましては、令和元年度の当初におきまして、19基の小型風力を償却資産ということで計上しておりますが、その後の建設によりまして、23基増えるということで、今回約400万程度増額補正さしていただいたところでございます。

なお、令和2年度につきましても、まだまだ増えてございますので、令和2年度予算につきましても、また改めて協議していきたいなというふうに思っております。

それと、滞納繰越分で、448万1千円の増額でございます。これにつきましては、過去の実績から当初予算において、滞納繰越分で約6%、251万9千円で計上さしていただいておりますけども、現在700万円程度収入見込みになるということで、448万1千円を増額させていただきました。これは、常々徴収しながら、催告状を発行しながら徴収に努めている成果だというふうに思っております。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 2点目、水産課長。

○水産課長(佐藤祐二君) 漁業支援総合補助金の減額の部分と、補助目的が達成されているのかというご質問でございます。

まず、先ほども申し上げましたとおり、大きな要因としましては、ナマコ種苗放流12万個の種苗購入を計画したものが、栽培漁業公社熊石事業所の原因不明の減耗によって、計画どおりの種苗生産数に至らなかったと。松前だけ数が減ったわけではないんですけども、

これについては、例年11月か12月に種苗が入ってきて、各漁港内には放流しているんですけども、その時点の段階で、半分に減っちゃうと。各地区には1万個のところ、各5千個ずつ放流したという実績でありまして、これは、我々としましてはどうしようもないというふうな対応をせざるを得なかったということで、新年度、骨格予算で計上予定でございますけども、同じく12万個、各地区に1万個ずつ、それは要望しておりますし、そういう予算計上もしていく予定をしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。それで、あすこの部分で260万ほど減額になったと。

養殖アワビ種苗購入、これも着業者がどんどん減ってきておりまして、2万5千個購入予定が、実績として4千個だけになったということで、現在着業してる方々がもう5経営体で、この出荷終わったらまた終わるよという方もおりまして、この部分につきましては、満度に種苗購入の支援対策を予定したところでありまして、結果として、実績として減少になったということで、これもアワビについては110万円ほどの減額になったということでございます。

次、先ほども申し上げましたとおりのホッケ畜養施設の維持補修費。これ、昨年も新規に生け簀つくる部分2基、これつくっております。その他にプラスアルファで網に行ったんだとか、そういう部分も町として予算を計上して、維持補修継続していくことを支援するという予算も設けておりましたけども、その維持補修の部分が結果として減額になったという部分。

養殖コンブの係留管についても、定期的に毎年やっておりますけども、それも実施予定箇所から時化等の影響ででいなかった部分もありますけども、実施箇所が少なくなったということで、これは来年度以降も継続してやっていくというふうな考え方でありまして、それらを合わせまして、約580万ほどの減額になったということで、今まで申し上げましたとおりの、予定した補助の効果が損なわれたのではないかというふうなご意見かもしれませんが、そういった事情でもって今後ともナマコにつきましては、6万個のものが12万個というような今後に向けての対策も、考え方も持っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長(伊藤幸司君) 3点目、商工観光課長。

○商工観光課長(田中建一君) プレミアム付商品券発行事業補助金で、1千694万円の減額。減額幅が大きくて、はたして補助目的がどうかといったような内容かと思っております。まず、減額幅の大きな一つの要因には、対象者の減というのがあります。先ほど説明しました、当初4千人を見込んでたものが2千627人、この時点で1千373人減少してございます。どうしても、住民税非課税者を予想で見込んでおりましたけれども、この中には扶養されている方、生活を一にする配偶者であったり、扶養親族等が含まれてますので、こういった実態がわからないということもありまして、最大値の4千人で対象者を措置したということが一つございます。

それと、確定した対象者2千627人のうち、申請者が646人、申請割合にすると24.6%に留まっております。こちらにつきましては、国のプレミアム付商品券は、対象者が住民税非課税者、3歳未満の子どものいる世帯に限定されている。低所得者、子育て世帯にあっては、一時的であっても商品券を買うための負担は大きく、利用しづらいといった声も聞かれております。また、商品券を購入するために必要となる購入引換券の申請や、送付された購入引換券を商品券に交換するという手続きの煩雑さに加え、制度がわからないといったことが低調の理由に考えられます。これは、松前町に限ったことではなくて、全国の自治体でも同じような利用実態にあるということをご理解いただきたいと

思います。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 9番。

○9番(梶谷康介君) 1点目の固定資産税の関係ですけどね、償却資産に関わるものだという理解はしております。特にね、今、町歩くと、もう至る所に風力発電の施設が見えますから、おそらくその関係がほとんどかなってという見方はしてますけどね。一体全体あの大型に係る今の償却資産税ってのは、1基あたりどれぐらいかかるんだろうとか、松前に入るんだろうとか。あるいは、1回目の答弁だけではね、私理解しかねる面もあるんですけども、20キロ未満のね、規制の緩い部分に対しては、この課税業務ってのはどうなのかなって、いわゆる申告ですよ、申告あって初めて課税すると。そういう形の中で、もちろん町民の人方皆さん、私信用してますけれども、やっぱり税務担当課としてはね、申請待ちはもちろん基本であるでしょうけれども、実態がどうかっていうことをつかんでいるのかなど。まあ、申告漏れがあるかないかっていうことの確認がどうやってできるかってことに繋がるんですけどもね、その辺どうですか。今のね、できれば大型1基あたりはこれぐらいかかりますよ、これぐらい入りますよってのかな、かかるんじゃないかとね。松前にとってこれぐらいの税。

更に言わせてもらおうと、小型の20キロ未満のものは、あれだけ個数はどんどんどんどん増えていって、その実態の把握ってのは、どこまでできているのかなということと、それから、もし単純にできるのであれば、1基あたりはどれぐらい償却資産税ってのは入ってくるんだろう。その辺の説明いただければなと思います。

それから、漁業支援総合補助金の形はね、まあ、課長いろいろ説明してくださってますけれども、端的に言ってね、補助目的がきちり達成された結果として、これだけ余りましたよって形で理解していいんですか。非常に厳しい形でね、漁業支援ってのこの他にもやっていますから、せっかくやった補助金がね、今言うように目的を達成することのできないままに余すってというような形がもしあるとすれば、町がどれだけ一生懸命漁業振興に力を入れてね、支援しても、当事者が努力がなければこれは達成できないことなんです。

ですから、今の予算に直接関係ないんですけども、2千万の補助金3年間やる時だっって、やっぱり組合の健全経営だとか、あるいは漁業振興だとか、更には漁民の所得の向上だとか、そういうことを願いながらやってるでしょう。その矢先にこういう形でね、補助金が余るってことがね、本当に真剣になってとり、ちょっと言葉言いきり過ぎて申し訳ないですけどね、自分達が目的を持って補助金申請して付けてもらったと。目的を達成した結果としてこれだけ余りましたってことであればね、私はそのとおりだと受け止めることはできるんですけども、何かの事情でね、今の取り組みが不完全であったとか、あるいは、別な何かの原因があったとかってあって余ったんでということであればね、やっぱり補助金を考える時には、もっともっと真剣に考えなければいけないんでないかなという思いがあるもんですから、この質問をしてるわけです。説明をいただきたいと思いません。

それから、プレミアム付商品券はね、まあいろいろね、全国的にも問題あるでしょうけれども、やんねえよりやった方がいいんでしょうけども、この事業はね、やらないよりやった方がいいんでしょうけれども、20%以下のね、これ達成率の中身ってのは、どう受け止めますか。今の漁業振興と同じでさ、目的を持って、あるいは期待を込めてやった事業でしょ。それがこんな結果に終わるってころは、これ予算の時だっって言ったでしょ、この話はね。そういう状況を見た時に、この事業はどうだったのかなという受け止め方ってのは、課長いかが受け止めておりますか。ご説明いただきたいと思いません。

○議長(伊藤幸司君) 1点目、税務課長。

○税務課長(三浦忠男君) 風力発電の関係でご質問をいただきました。現状、2月末現在で町内で82基の風力発電を、私現地確認しております。また、原口地区においては、今、更に3基建設されるような状況も確認してございます。

それで、大型風力の1基あたりの償却資産というご質問でございますが、正に町内に立っている12基の大型風力でございます。令和2年度で課税される1基あたりは、もう既に1月31日までの間に業者から申告を受けてございます、約、1基あたり940万円ということで今捉えております。

更に、小型1基あたりでございますけれども、そのものによって多少の金額のばらつきはありますけれども、令和2年度で約1基あたり20万円程度という形で捉えてございます。

また、申告の関係でございますけれども、通常1月31日までに事業者が申告する形になってございますけれども、当然それまでの間に申告されない業者もございます。我々は北電に、北海道電力に照会をする。また、その土地の登記情報等確認しながら、知り得た形で業者の方に申告していただきという形で通知をしながら、課税漏れのないように、適宜やっているとございますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 2点目、水産課長。

○水産課長(佐藤祐二君) 補助の成果等々のご質問でございます。結果として支援補助金が500万ほどの減少になったというようなことで、これ先ほどもご説明しておりますとおり、相手方もあった、いろんなそういう諸事情の結果として減額となったというようなことでありますので、それはご理解いただきたいと思います。

この補助、漁業支援対策事業というのは、その年やったからすぐ翌年結果が出るというようなことではないわけでございまして、最近の例えば15年間の増養殖推進事業の事業費投入額は、約3億5千万円投入してきてます。それは、アワビ養殖を始め、海の集中管理事業、深浅移殖補助、コンブ養殖事業、魚類養殖、ナマコ放流事業等々で、15年間3億5千万円の部分が、その投資した事業の水揚げが、同じく15年間で約10億7千万円の成果に繋がってきてると。これを単年度に割り返していきますと、年間で約2千300万円の漁業振興対策費を投じると。それに対して、1年あたりで約1億円、平成30年度では、そのかかる部分が1億円の水揚げ、成果上がってきているということで、差っ引いても8千700万円くらいの成果が出ているというような、そういう確かなデータもおさえておりますし、ここは今年度の漁業支援補助金の520万の減額の部分は、確かに現実としてそういう形の経過ありましたけれども、今後ともそういった部分の、投資効率の部分では、確かに数字的には出ておる増養殖対策事業でございますので、その辺はぜひともご理解賜りたいと存じます。

○議長(伊藤幸司君) 3点目、商工観光課長。

○商工観光課長(田中建一君) プレミアム付商品券、達成率が20%に対して、この現状をどう捉えているかといった質問だと思います。せっかく国の財源で措置したお得な商品券ですから、我々も皆さんに、多くの皆さんに使っていただきたいといった思いで、この予算を執行してまいりました。しかし、実態を見ますと、我々が思っている以上に非課税者、また子育て世帯の暮らしが大変なんだなあというのが、この数字を見て実感しているところでございます。

しかし、この20%の方のご利用によりまして、1千311万円分の町内消費に繋がっておりますので、こういったことを考えますと、利用率は低いですが、一定の経済効果には繋がっているのかな、商工業者の支援に繋がっているのかなというふうに考えてござい

ます。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷議員。

○9番(梶谷康介君) 税務課長の説明でね、大方このわかりました。大型1基940万っていうのは、これ課税対象額っていう意味なの。1基20万っていうのは、この関係はどうなるの。この辺ちょっと説明もう一回してください。

それから、小型の方がね、説明聞いた限りでは、私ピンとこないんだよね。もう一回できれば、優しく説明してください。

それから、漁業補助金振興、支援補助金の関係もね、それからこれからの漁業振興との絡みの中で、おそらくまた議論あると思いますけど、もうこれ以上聞いてもいい形がないと思いますから、やめます、2点目はね。

3点目のプレミアムの話はね、課長おっしゃるように、対象者である非課税者が、そういう方々の暮らしが、いくら有利なプレミアム商品券といえども、買いたくても買えないって現実。こうしたことはやっぱり、これは国の段階での話も当然繋がることなんだけど、だから、国イコール松前でっていうような話でね、事業は進めて行っても、結果はこういうふうになるんでないのかなと。もし、そういう人方を考えるのであれば、政策としてこれが果たしていいのかなって疑問持たないといけないでしょう。逆にその人方はどうしたらいいかっていうことを考えないといけないような気がしてますけどね。課長、答弁いいわ、大変な話だからね。以上、税務課長だけお願いします。

○議長(伊藤幸司君) 税務課長。

○税務課長(三浦忠男君) それでは、まず大型風力の関係でございます。令和2年度で課税される1基あたりの税額でございます。1基あたりの税額が申告が上がっておりますけども、約940万円、12基でございます。1億1千280万円程度の令和2年度の税額が課税されるところでございます。

一方、20キロワット未満の小型風力でございます。小型風力の税額は、令和2年度1基あたり約20万円になるのかなというふうに考えてございます。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ございますか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第7号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 午前11時23分)

(再開 午前11時38分)

○議長(伊藤幸司君) 再開致します。

◎議案第8号 令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第5、議案第8号、令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長(岩城広紀君) ただ今議題となりました議案第8号、令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)について、その内容をご説明申し上げます。

令和元年度松前町の国民健康保険特別会計補正予算(第3回)は、次に定めるところによろうとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8千930万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6千384万2千円に致そうとするものであります。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によろうとするものであります。

今回の補正につきましては、年度末までの見込みや額の確定による補正でありまして、歳出では、保険給付費の減額、歳入では、道支出金や繰入金などの減額が主な内容であります。

それでは、歳出の事項別明細よりご説明申し上げます。13ページをお開き願います。

3. 歳出です。1款1項1目一般管理費では、4節共済費から12節役務費まで、合わせて277万2千円の減額計上です。レセプト点検員の賃金や通信運搬費など、年度末までの見込みや額の確定により減額するものであります。2目連合会負担金では、19節北海道国民健康保険団体連合会負担金で41万9千円の減額計上です。これは、負担金の額の確定によるものであります。

次に14ページです。2項1目賦課徴収費では、9万6千円の減額計上です。内訳は、11節需用費で、徴収者に係る消耗品費や燃料費で9万円、19節納税貯蓄組合運営費補助金で6千円の減額計上です。いずれも年度末までの見込みにより減額するものであります。

次に15ページです。2款1項1目療養給付費で6千695万円、2目療養費で129万9千円の減額計上です。これらの医療費の減額の主な要因は、後期高齢者医療制度の移行や、社会保険加入の徹底化による国民健康保険加入者の減少に伴い、医療受診者も減少したことによるものであります。

次に16ページです。2項1目高額療養費で1千549万9千円、2目高額介護合算療養費で10万円の減額計上で、これは年度末までの支給見込みにより減額するものであります。

次に17ページです。3項1目出産育児一時金では、84万円の減額計上です。当初5件分を見込んでおりましたが、年度末までの支給見込みを3件とし、2件分を減額するものであります。2目出産育児一時金支払手数料で1千円の減額計上です。これは、支給件数の減少に伴う減額です。

次に18ページです。3款1項国民健康保険事業納付金で、1目医療給付費分と3目介護納付金分で、それぞれ1千円の減額計上です。これは、額の確定によるものであります。

次に19ページです。5款1項1目特定健康診査等事業費、11節需用費から14節使用料及び賃借料まで、合わせて111万2千円の減額計上です。これは、特定健康診査受診者の減少に伴う検診委託料等の減額が主な内容であります。

次に20ページです。2項1目保険衛生普及費、8節報償費から13節委託料まで、合

わせて29万1千円の減額計上です。これは、一般検診と委託料や職員旅費等の年度末までの見込みによる減額が主な内容です。

次に21ページです。6款1項1目利子で、一時借入金5万円、一時借入金利子5万円の減額計上です。これは、年度末までの見込みによるものであります。

次に22ページです。7款1項1目保険税還付金及び還付加算金から4目その他償還金まで、合わせて10万円の減額計上です。年度末までの見込みにより減額するものであります。

次に23ページです。2項1目一般会計操出金で、22万5千円の追加計上です。こちらも年度末までの見込みにより増額するものであります。

次に24ページです。9款1項1目繰上充用金は財源更正であります。

以上が歳出の事項別明細でございます。これに対応します歳入でございます。6ページへお戻り願います。

2. 歳入です。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税では、1節医療給付費分現年課税分から6節介護納付金分滞納繰越分まで、各節増減ありますが、合わせて57万1千円の減額計上です。年度末までの見込みにより減額するものであります。

次に6ページから7ページにかけての2目退職被保険者等国民健康保険税においても、1節医療給付費分現年課税分から6節介護納付金分滞納繰越分まで、合わせて10万6千円の減額計上です。こちらも年度末までの見込みにより減額するものであります。

次に8ページです。2款1項1目保険給付費等交付金では、8千172万2千円の減額計上です。内訳は、1節普通交付金が8千468万9千円の減で、これは、歳出の保険給付費の減額によるものであります。2節特別交付金は296万7千円の追加計上で、年度末までの見込みによるものであります。

次に9ページです。4款1項1目一般会計繰入金では、1節保険基盤安定繰入金軽減分から5節その他一般会計繰入金まで、合わせて673万1千円の減額計上です。これは、額の確定及び年度末までの見込みにより減額するものであります。

次に10ページです。5款1項1目繰越金で、1千円の減額計上です。前年度繰越金が発生しなかったため、減額するものであります。

次に11ページです。6款1項1目一般被保険者延滞金で、10万6千円の追加計上です。こちらも年度末までの見込みによる計上であります。

次に12ページです。3項5目雑入では、臨時職員に係る共済個人負担金等、28万1千円の減額計上で、こちらも年度末までの見込みによる減額であります。

以上が歳入の事項別明細です。2ページへお戻り願います。

第1表歳入歳出予算補正(事業勘定)の歳入です。歳入合計、補正前の額12億5千314万8千円から、今回8千930万6千円を減額し、補正後の額を11億6千384万2千円に致そうとするものであります。

次に3ページです。歳出におきましても歳入同様、補正後の額を11億6千384万2千円に致そうとするものであります。

以上が議案第8号、令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)の内容でございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第8号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算(第5回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第6、議案第9号、令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算(第5回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長(松谷映彦君) ただ今議題となりました、議案第9号、令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算(第5回)につきまして、その内容をご説明申し上げます。

令和元年度松前町の介護保険特別会計補正予算(第5回)は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ927万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3千225万4千円に、既定のサービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千299万1千円に致そうとするものです。第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものです。

それでは、はじめに保険事業勘定、歳出の事項別明細書よりご説明申し上げます。16ページをお開き願います。

3. 歳出です。1款1項1目一般管理費では、13節委託料及び19節負担金補助及び交付金で、合わせて48万5千円の減額計上です。13節委託料では、運用システム保守点検委託料6万5千円の減額、運用システム改修委託料29万2千円の減額で、いずれも額の確定による減額補正です。また19節負担金補助及び交付金は、北海道国民健康保険団体連合会負担金で、12万8千円の減額補正で、北海道国民健康保険団体連合会で一括購入した電送用パソコンの購入価格が減額となったことに伴い、各町における負担金も減額となったものです。

次に17ページ、1款4項1目計画推進費では、8節報償費及び9節旅費で、合わせて8万3千円の減額計上です。介護保険事業計画等推進委員会の会議に係る報償費と費用弁償で、委員会開催4回分を予算計上しておりましたが、2回の開催となったことによる減額補正です。

次に18ページ、2款1項1目介護サービス給付費は、財源更正です。介護保険料の充当減分を介護給付費準備基金繰入金で補填しようとするものです。

次に19ページ、2款1項1目高額介護サービス費では、19節負担金補助及び交付金で、18万1千円の増額計上です。高額サービス給付費の年度末までの決算見込みによる増額補正です。

次に20ページ、2款3項1目審査支払手数料では、12節役務費で、6万8千円の増

額計上です。審査支払手数料の年度末までの決算見込みによる増額補正です。

次に21ページ、4款1項1目介護予防日常生活支援総合事業費では、8節報償費から19節負担金補助及び交付金で、合わせて312万5千円の減額計上です。8節報償費講師謝礼では、15万8千円の減額で、介護予防に関する研修会開催にあたり、講師料が無償で済んだことから減額補正しようとするものです。13節委託料通所型介護予防事業委託料では21万3千円の減額、19節負担金補助及び交付金介護予防生活支援サービス事業給付費では244万4千円の減額で、いずれも年度末までの決算見込みによる減額補正です。また、住民主体生活支援サービス事業補助金では31万円の減額で、補助金の交付団体として8団体を見込んでおりましたが、7団体となったことなどによる減額補正です。4款1項2目包括的支援事業・任意事業費では、4節共済費から22ページ、20節扶助費まで、合わせて582万5千円の減額計上です。4節交際費、7節賃金、11節需用費は、地域包括支援センターに係る予算ですが、4節交際費と7節賃金については、地域包括支援センターの臨時職員1名を募集しておりましたが、応募がなかったことにより合わせて284万8千円の減額補正であり、11節地域包括支援センター消耗品は、年度末までの決算見込みによる17万7千円の減額補正です。

22ページ、12節役務費緊急通報システム装置移転手数料30万2千円、及び検査手数料8千円の減額、13節委託料ちよこっとお泊まり事業委託料11万3千円、及び緊急通報システム受信業務委託料25万7千円の減額は、いずれも年度末までの決算見込みによる減額補正です。18節備品購入費緊急システム機器購入費は、既存装置の移転と在庫により、新規対象者への対応ができたため、新たに機器を購入する必要がなかったことによる50万6千円の減額補正です。20節扶助費家族介護用品給付費は、年度末までの決算見込みによる161万4千円の減額補正です。次に、4款1項3目社会保障充実事業費では13節委託料で、1万円の減額計上です。生活支援コーディネーター業務委託料の額の確定による減額補正です。

次に23ページ、5款1項1目介護給付費準備基金積立金では、25節積立金で、1千円の増額計上です。介護給付費準備基金運用利子に係る積立金です。

以上が保険事業勘定歳出の事項別明細です。これに対応致します歳入です。6ページへお戻り願います。

2. 歳入です。3款1項1目介護給付費負担金、1節現年度分では、4万9千円の増額計上です。歳出の高額介護サービス給付費及び審査支払手数料の増額に伴い、介護給付費負担金も増額となったものです。

次に7ページ、3款2項1目調整交付金、1節現年度分では、2万3千円の増額計上です。3款1項1目同様、歳出の高額介護サービス給付費及び審査支払手数料の増額に伴う調整交付金の増額補正です。3款2項4目地域支援事業交付金社会保障充実事業1節現年度分では、4千円の減額計上です。歳出の生活支援コーディネーター業務委託料の減額に伴い、地域支援事業交付金も減額となるものです。3款2項6目保険者機能強化推進交付金1節保険者機能強化推進交付金では、161万円の増額計上です。高齢者の自立支援重度化防止等に関する取り組みを支援することを目的とした国の交付金が交付されることによる増額補正です。

次に8ページ、4款1項1目介護給付費交付金1節現年度分では、6万7千円の増額計上です。3款1項1目同様、歳出の高額介護サービス給付費及び審査支払手数料の増額に伴う介護給付費交付金の増額補正です。

次に9ページ、5款1項1目介護給付費負担金1節現年度分では、3万1千円の増額計

上です。これも歳出の高額サービス給付費及び審査支払手数料の増額に伴う介護給付費負担金の増額補正です。

次に10ページ、5款2項3目地域支援事業交付金社会保障充実事業1節現年度分では、2千円の減額計上です。3款2項4目同様、歳出の生活支援コーディネーター業務委託料の減額に伴う地域支援事業交付金の減額補正です。

次に11ページ、6款1項1目利子及び配当金1節利子及び配当金では、1千円の増額計上です。介護給付費準備基金運用利子で、基金積立金に係る利子の増額補正です。

次に12ページ7款1項1目一般会計繰入金では、1節介護給付費繰入金から3節事務費繰入金まで、合わせて1千85万9千円の減額計上です。1節介護給付費繰入金では、歳出の高額介護サービス給付費及び審査支払手数料が増額となったことに伴い、介護給付費繰入金3万円を増額補正しようとするものです。2節地域支援事業繰入金では、歳出の生活支援コーディネーター業務委託料の減額に伴い、地域支援事業繰入金2千円を減額補正しようとするものです。3節事務費繰入金では、歳出の1款総務費、4款地域支援事業費の減額計上に伴い、1千88万7千円を減額補正しようとするものです。

次に13ページ、7款2項1目介護給付費準備基金繰入金1節介護給付費準備繰入金では、4万7千円の増額計上です。保険給付費の財源として、保険料で賄わなければならない分の不足分を準備基金から繰り入れしようとするものです。

次に14ページ、7款3項1目サービス事業勘定繰入金1節サービス事業勘定繰入金では、11万8千円の増額計上です。これは、地域包括支援センターで行っております、介護予防サービスにかかるケアプランの作成に対する介護報酬の年度末の収入見込額がサービス事業勘定において増額となることから、サービス事業勘定から保険事業勘定に繰り入れする額についても増額補正しようとするものです。

次に15ページ、9款2項3目雑入1節雑入では、35万9千円の減額計上です。包括的支援事業・任意事業利用料は、ちょこっとお泊まり事業の個人負担分であり、2万8千円の減額補正です。雇用保険料等個人負担金は、臨時職員の募集に応募がなかった地域包括支援センターの臨時職員1名に係る雇用保険料と個人負担金で、33万1千円の減額補正です。

以上が保険事業勘定、歳入の事項別明細です。2ページにお戻り願います。

第1表歳入歳出予算補正、保険事業勘定の歳入です。歳入合計補正前の額10億4千153万2千円から927万8千円を減額し、補正後の額を10億3千225万4千円に致そうとするものです。

次に3ページです。歳出におきましても歳入同様に補正後の額を10億3千225万4千円に致そうとするものです。

次にサービス事業勘定の歳出の事項別明細書です。31ページをお開き願います。

3. 歳出です。1款1項1目一般管理費では、財源更正です。居宅介護サービス計画費収入の減額見込分を一般会計繰入金で補てんしようとするものです。

次に32ページ、2款1項2目保険事業勘定繰出金、28節繰出金では、11万8千円の増額計上です。これは、包括支援センターで行っております介護予防サービスに係るケアプランの作成に対する介護報酬の年度末までの収入見込額が増額となることから、保険事業勘定に繰り出す額も増額致そうとするものです。

これに対応致します歳入です。28ページへお戻り願います。

2. 歳入です。1款1項1目居宅介護サービス費収入1節居宅介護サービス計画費収入では、25万6千円の減額計上です。これは、松前町指定居宅介護支援事業所が行う介護

サービスに係るケアプランの作成に対する介護報酬の年度末までの収入見込みによる減額補正です。

次に29ページ、1款2項1目居宅支援サービス費収入1節居宅支援サービス計画費収入では、11万8千円の増額計上です。これは、地域包括支援センターが行う介護予防サービスに係るケアプランの作成に対する介護報酬の年度末までの収入見込みによる増額補正です。

次に30ページ、2款1項1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金では、25万6千円の増額計上です。これは、1款1項1目1節居宅介護サービス計画費収入の減額分を一般会計からの繰入金で補てんしようとするものです。

以上がサービス事業勘定歳入の事項明細です。24ページへお戻り願います。

第1表歳入歳出予算補正、サービス事業勘定の歳入です。歳入合計補正前の額1千287万3千円から、11万8千円を追加し、補正後の額を1千299万1千円に致そうとするものです。

次に25ページです。歳出におきましても歳入同様に補正後の額を1千299万1千円に致そうとするものです。

以上が、議案第9号、令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算(第5回)の内容です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第9号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

昼食のため休憩致します。

再開は午後1時と致します。

(休憩 午後 0時03分)

(再開 午後 0時58分)

○議長(伊藤幸司君) 再開致します。

◎議案第10号 令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第7、議案第10号、令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長(岩城広紀君) それでは、ただ今議題となりました、議案第10号、令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について、その内容をご説明申し上げます。

ます。

令和元年度松前町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)は、次に定めるところによりろうとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ462万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1千791万円に致そうとするものであります。

第2項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によりろうとするものであります。

今回の補正の内容は、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の増額、これに対応する歳入においては後期高齢者医療保険料の増額と、一般会計繰入金の減額で、いずれも額の確定や年度末までの見込みによる補正であります。

それでは、歳出の事項別明細よりご説明申し上げます。一番後ろの8ページをお開き願います。

3. 歳出です。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で、462万6千円の追加です。内訳と致しまして、右側説明欄に記載しておりますが、事務費負担分として60万7千円の減額、これは、平成30年度分の後期高齢者医療広域連合への事務費の納入額を令和元年度で精算する仕組みとなっておりまして、その額が確定したことから減額するものであります。次に、保険料等分で746万2千円の増額で、増額の主な要因は、低所得者等に対する保険料均等割の軽減割合の見直しによるものであります。次に、保険基盤安定分で222万9千円の減額で、これは、額の確定により減額するものであります。

以上が歳出の事項別明細でございます。これに対応致します歳入ですが、6ページへお戻り願います。

2. 歳入です。1款1項1目後期高齢者医療保険料では、1節現年度分で、746万2千円の増額です。増額の主な要因は、歳出の北海道後期高齢者医療広域連合納付金の保険料等々の増額と同様に、低所得者等に対する保険料均等割の軽減割合の見直しによるものであります。

次に7ページです。3款1項1目事務費繰入金では、60万7千円の減額計上です。これは、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金のうち、事務費負担分を一般会計から繰り入れするものであります。2目保険基盤安定繰入金では、222万9千円の減額計上です。こちらも歳出の後期高齢者医療広域連合納付金のうち、保険基盤安定分を一般会計から繰り入れするものであります。

以上が歳入の事項別明細であります。2ページへお戻り願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入です。歳入合計、補正前の額1億1千328万4千円に今回462万6千円を追加し、補正後の額を1億1千791万円に致そうとするものであります。

次に3ページです。歳出におきましても歳入同様、補正後の額を1億1千791万円に致そうとするものであります。

以上が、令和元年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)の内容でございます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第10号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号 令和元年度松前町水道事業会計補正予算(第4回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第8、議案第11号、令和元年度松前町水道事業会計補正予算(第4回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。水道課長。

○水道課長(高橋光二君) ただ今議題となりました、議案第11号、令和元年度松前町水道事業会計補正予算(第4回)につきまして、その内容をご説明申し上げます。

この度の補正予算は、収益的収支の3条予算、資本的収支の4条予算共に年度末までの決算見込みによる補正でございます。

それでは、予算書の1ページでございます。

第1条は、総則です。令和元年度松前町水道事業会計の補正予算(第4回)は、次に定めるところによろうとするものです。

第2条は、収益的収入及び支出です。令和元年度松前町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正致そうとするものです。収入です。第1款事業収益で、既決予定額1億9千2万9千円から4万1千円を減額し、補正後の予定額を1億8千998万8千円に致そうとするものです。第2項営業外収益につきまして、4万1千円の減額です。これは、他会計補助金及び長期前受金戻入におきまして、実績による精算が主な要因であります。

次に支出です。第1款事業費で、既決予定額1億7千352万7千円から313万2千円を減額し、補正後の予定額を1億7千39万5千円に致そうとするものです。第1項営業費用では、決算見込みにより、委託料等の費用及び減価償却費、資産減耗費の合計314万4千円の減額です。第3項特別損失では、過年度損益修正損として、1万2千円の増額です。

第3条は、資本的収入及び支出です。予算第4条本文括弧書中不足する額9千433万9千円を8千98万8千円に、当年度分損益勘定留保資金2千853万3千円を1千830万1千円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1千221万5千円を909万6千円に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正致そうとするものです。

2ページをお開き願います。収入です。第1款資本的収入で、既決予定額を1億1千619万7千円から361万1千円減額し、補正後の予定額を1億1千258万6千円に致そうとするものです。第1項企業債で、270万円の減額です。これは、事業費の確定に伴い、企業債の額の算定に変更があり、減額になるものであります。第2項他会計負担金では、11万1千円の減額です。消火栓更新工事に要する渡島西部広域事務組合からの負担金で、事業費の確定に伴う減額であります。第3項他会計補助金では、80万円の減額

です。簡易水道の建設改良費に要する一般会計からの補助金で、事業費の確定に伴う減額であります。

次に支出です。第1款資本的支出で、既決予定額2億1千53万6千円から1千696万2千円を減額し、補正後の予定額を1億9千357万4千円に致そうとするものです。第1項建設改良費で、1千649万1千円の減額です。これは、入札により事業費が減額となったためであります。第3項備品購入費では、47万1千円の減額です。見積合わせにより、事業費が減額となったため減額するものであります。

第4条は、企業債です。予算第5条に定めた、起債の限度額を次のとおり補正致そうとするものです。事業費が確定したことに伴い、起債のとおりにそれぞれ限度額を変更しようとするものです。

次に3ページです。第5条は、他会計からの補助金です。予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めようとするものです。一般会計からの補助金を、既決予定額3千148万円から80万6千円を減額し、補正後の予定額を3千67万4千円に致そうとするものです。決算見込みにより減額しようとするものです。この結果、令和元年度補正予算(第4回)における当年度純利益は、1千345万8千円を予定しているところでございます。

4ページ以降に予算の説明資料と致しまして、予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、令和元年度末における予定貸借対照表を添付しておりますのでご参照願います。

以上が議案第11号、令和元年度松前町水道事業会計補正予算(第4回)の内容です。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第11号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号 令和元年度松前町病院事業会計補正予算(第3回)

○議長(伊藤幸司君) 日程第9、議案第12号、令和元年度松前町病院事業会計補正予算(第3回)を議題と致します。

提出者の説明を求めます。病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) ただ今議題となりました、議案第12号、令和元年度松前町病院事業会計補正予算(第3回)につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、年度末決算見込みによる補正です。始めに収益的収入及び支出の補正となります。その主な内容ですけれども、収入としまして医業収益のうち、入院、外来共に患者1人1日あたりの収益単価は増額しておりますが、患者数が当初見込みより減となる見込みによる減額及び医業外収益のうち、補助金として普通交付税、特別

交付税確定に伴う精算による増額となっております。支出としまして、医業費用のうち、年度末までの決算見込みによる給与費、材料費の減額及び経費、固定資産の除去費用があったことに伴う資産減耗費の増額となっております。次に、資本的収入及び支出では、収入としまして、東病棟ナースコール設備等に伴う入札減に伴う企業債他会計補助金の減額となっております。支出としまして、工事請負費の入札減による建設改良費の減額、投資として修学資金貸付金は、年度末までの見込みによる減額となっております。

それでは、1ページよりご説明申し上げます。

第1条は、総則です。令和元年度松前町病院事業会計の補正予算(第3回)は、次に定めるところによろうとするものです。

第2条は、業務の予定量です。令和元年度松前町病院事業会計予算(以下「予算」という)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正致そうするものです。第2号年間取扱延べ患者数を、入院既決予定量2万9千280人から、今回3千660人減し、補正後の予定量を2万5千620人に。また、外来5万3千383人から、今回3千542人減し、補正後の予定量を4万9千841人にそれぞれ致そうとするものです。第3号1日平均患者数を、入院既決予定量80人から、今回10人減し、補正後の予定量を70人に。外来既決予定量211人から、今回14人減し、補正後の予定量を197人にそれぞれ致そうとするものです。第4号主要な建設改良事業は、東病棟ナースコール設備整備他1件、既決予定量637万2千円から今回29万1千円を減額し、補正後の予定量を608万1千円に致そうとするものです。

次に2ページです。第3条は、収益的収入及び支出です。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正致そうとするものです。収入です。第1款病院事業収益は、既決予定額13億3千997万5千円から今回2千935万円を減額し、補正後の予定額を13億1千62万5千円に致そうとするものです。その内訳と致しまして、第1項医業収益、既決予定額10億7千921万8千円から、今回8千25万6千円を減額し、補正後の予定額を9億9千896万2千円にするもので、入院外来共に収益単価は増額しておりますが、患者数が当初見込みよりも減となる見込みのため、減額補正をしようとするものです。第2項医業外収益、既決予定額2億6千75万6千円に、今回5千90万6千円を追加し、補正後の予定額を3億1千166万2千円にするもので、普通交付税と特別交付税確定に伴う精算による増額補正をしようとするものです。

支出です。第1款病院事業費用は、既決予定額13億6千484万2千円から、今回1千18万7千円を減額し、補正後の予定額を13億5千465万5千円に致そうとするものです。その内訳と致しまして、第1項医業費用、既決予定額13億6千484万2千円から、今回1千18万7千円を減額し、補正後の予定額を13億3千492万3千円にするもので、年度末までの決算見込みによる給与費、材料費の減額と、経費及び固定資産除去費用に伴う資産減耗費の増額をしようとするものです。

第4条は資本的収入及び支出です。予算第4条本文括弧書き中、不足する額1千737万2千円を不足する額1千847万4千円に、過年度分損益勘定留保資金1千637万2千円を過年度分損益勘定留保資金1千747万4千円に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正致そうとするものです。

収入です。第1款資本的収入は、既決予定額4千235万2千円から、今回235万3千円を減額し、補正後の予定額を3千999万9千円に致そうとするものです。その内訳と致しまして、第1項企業債既決予定額1千260万から、今回60万円を減額し、補正後の予定額を1千200万円にするもので、東病棟ナースコール設備整備等に伴う入札減

による減額をしようとするものです。第2項補助金、既決予定額2千950万6千円から、今回175万3千円を減額し、補正後の予定額を2千775万3千円にするもので、機械備品購入に伴う入札減による減額しようとするものです。

次に3ページです。支出です。第1款資本的支出は、既決予定額5千972万4千円から、今回125万1千円を減額し、補正後の予定額を5千847万3千円に致そうとするものです。その内訳と致しまして、第1項建設改良費既決予定額4千600万9千円から、今回29万1千円を減額し、補正後の予定額を4千571万8千円にするもので、設備費の東病棟ナースコール設備及び電気室内コンデンサ改修工事に伴う入札減による減額をしようとするものです。第3項投資、既決予定額192万円から今回96万円を減額し、補正後の予定額を96万円にするもので、これは、年度末までの見込みによる減額をしようとするものです。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する、1千847万4千円は、減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものです。

第5条は、企業債です。予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正致そうとするものです。変更分として、東病棟ナースコール設備整備事業限度額を、変更前240万から、変更後230万円に医療機械器具整備事業限度額を変更前640万円から、変更後590万円にそれぞれ減額致そうとするものです。

第6条は、議会の議決を得なければ流用することができない経費です。予算第9条に定めた経費の金額を次の。失礼しました、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めようとするものです。第1号科目職員給与費既決予定額8億5千194万3千円から、今回671万6千円を減額し、補正後の予定額を8億4千522万7千円に致そうとするものです。

第7条は、他会計からの補助金です。予算第9条に定めた経費の金額を次のように改めようとするものです。科目、他会計補助金既決予定額2億2千476万7千円に今回5千594万円を追加し、補正後の予定額を2億8千70万7千円に致そうとするものです。

次に4ページです。第8条は、たな卸資産購入限度額です。予算第10条中、「1億6千500万円」を「1億5千900万円」に改めるものです。

以上が、令和元年度松前町病院事業会計補正予算(第3回)の内容です。関係書類につきましては、5ページ以降に添付しておりますのでご参照願いたいと思います。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) まずお尋ねしたいのはですね、補正予定量のね、この入院外来の数がね、びっくりするほど減っていると。入院に関しては、もう10%以上予定より減になってますよね。こういう形で行くと、結果的に2ページにあるように医業収益の8千万の減に繋がっていくと。最終的にこの3月31日の予定貸借対照見ますとね、約4千763万3千円の赤が見込まれると、こういうような状態がここに表されたわけなんですよ。お尋ねしたいのはね、この入院外来、特に入院のね、この10%以上の減、減にしなければいけない理由ってのは何なんですか。しかも、今まで11年ですか、連続黒字決算でやってきた病院会計、予定貸借対照表からいくと、おそらく赤になるんでないかという、この数字が出てるんでね。どうしてもこの人員が減らさなければいけない、いけなかったって理由がね、ちょっと思いつかないもんですから、説明いただけませんか。

○議長(伊藤幸司君) 病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) ただ今梶谷議員からご質問のありました入院患者、特に入院患者の減についてのお尋ねだったと思います。お答えしたいと思います。実際、医業収益の6割くらいは入院収益を占めておりまして、収益的にも入院患者の収益っていうのは非常に大きいウエイトを占めているところなんですけれども、梶谷さんから今質問ありました減の原因ですけれども、まず一つとしては看護師が去年の10月くらいからかな、不足になりまして、今までお願いしてる派遣の看護師業者にも何回もお尋ねしたんですけども、なかなか思うように補充ができない状態でありまして、通常8人、常に毎月8人、昨年も入っていただけまして、年休ですとか、例えば病欠ですとかで休んでる人の部分を、その派遣看護師で補充してた形なるんですけれども、昨年、ちょうど夏くらいまでは順調に8人くらいバンキリ来てたんですけれども、9月、10月くらいから、ちょっと派遣の方も2人とか3人とかのレベルで、なかなか思うように補充されなかったっていうのが一つの原因なんですけれども、それによって病棟の業務がものすごく看護師に負担がかかるものですから、少ない人数でやるってことは病棟看護師に負担がかかるということで、ある意味では、入院の方も調整をしたっていうのが事実です。

例えば、通常であれば70、80人は常時入ってるんですけれども、そういうマンパワー、看護師のマンパワー不足ということもありまして、例えば60人までだよとかっていう制限を院長の方からしたということは、現在も続いておりますけれども、そういうことが入院患者の減の主な原因かなと思っております。

対策としては、引き続き派遣業者にもお願いはしてるんですけれども、今まで1社だった派遣業者を違う業者も何社か契約して、上手く穴埋めをできるようにするような対策はそれ以降とっております。

ということで、外来患者につきましては、多少減ってはおりますけれども、これは例えばインフルですとか、流行り物の関係とかもありますので、その辺の外来患者は流動的な部分が結構あるので、そこら辺は、ちょっと主な原因というものもなかなかつかめないのかなというふうに思っております。どっちにしても入院患者というのは非常に、先ほども言いましたけども、収益の観点からすると、非常に大きいウエイトを占めておりますので、今後も看護師対策を始め、マンパワーの不足に対する対策を引き続きしていきたいと考えております。以上です、よろしく申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) 説明をそのまま受け止めればね、結局患者さんが、入院する患者さんがいないんじゃないかって、いるんだけれども、病院で受け入れられないってことなんですか。それは原因は対応するナースの体制が不十分だと、そういうふうに受け止めていいんですか。

そうするとね、この状態がいつどういう形でいい方向に向かうかっては、私ちょっと今のナースに対する対応ね、病院自体でどういう形でやってるかってことわかりませから、この形が続くとね、私、次の予算の方も見てんですけども、予算の方では引きずってますよね。3億近い赤になる、貸借対照表でいけば。これ、大変な事態じゃないですか。

だから、これに対して仕方がないで済まないよね、これからの病院のことを考えれば。その辺はどういうふうに質問すればいいのかわかんないけども、院内ではこの状態をどうしなければいけない、仕方がないからって次の年度の予算も予定貸借対照表見るとね、約3億に近い赤でね、予定してますよ。何か対応してるんですか。その辺お尋ねしたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) ただ今、梶谷さんからご質問のありました今後の対応ってことでよろしいですか。

今年度につきましては、12ページにもありました当該純利益が4千763万3千円となっております。これは、あくまでも1月末現在の数値なので、これが確定ってことでなく、あくまでも予定ってことになってますので、これからまた、例えば不用額も当然出ることだろうし、2月、3月っていうのも、今回のコロナの関係であまり期待はできない部分もあるんですけども、その辺も含んでも、なかなか黒を出すのは大変厳しいんじゃないかと、私自身は思っております、今年度に関しては。

次年度の関係になるかと思うんですけども、対策を何かしてるのかっていう質問だったんですけども、院内の方では毎月1回、院長、管理者、それから私と副院長、それから看護部長等々入れて、対策、喫緊の、当初は改築の話ですね、毎月お話してたんですけども、改築よりも、まず現状の経営基盤を建て直さないことには、何も始まらないんじゃないかという話をしまして、まず何とか経営基盤を安定していく方法はないですかということで、お集まりいただいた方にいろいろ説明して、その中で、まだはっきりとお答えはできないんですけども、例えば入院病床数、それから病床機能、今一般病床ですけども、病床機能の変更ですとか、その辺諸々今協議しております。

端的に言うと、今一般病床なんですけども、一般病床ですとある程度単価的に低いつて言ったらあれなんですけど、せいぜい2万円ぐらいの単価で収まるんですけども、病床を変更しますと、例えば3万円台とれるとかいろいろあるんですけども、そういうのも収益の増に繋がるんでないかということで、全体の病床数も含めて、そういう病床機能も含めて、今収入確保に対する協議を今している最中です。この辺は、当然条例改正等も当然出てくると思いますので、その際はまた改めて提案したいと思います。

何も策はとってないってということではないので、その辺ご理解していただきたいと思います。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 9番梶谷君。

○9番(梶谷康介君) この場で言っているのかどうかわかりませんがね、これ企業会計ですから、当然年度年度でね、ブツブツ切っていけるようなものでないでしょう、ずっと続いていきますよね。ですから、次の予算も見てみますと、今のようなナースの対応が大変だからってということが、おそらく原因だと思うんですよ。稼働ベッド数の減まで出てますよね、次の、だからちょっと言い過ぎかもしれねえ、次の予算の話になるんですから。

だとすればね、このナースのこの状態ってのは、松前だけじゃなくって全国的なものだということは理解しながらも、一気にここまで下がってしまったということは、何か対応策考えないといけないってことは、これ当然の考え方だと私は思うんですよ。ですから今の事務長の説明も、私も全てが正しく理解できてればいいんですけども、果たしてね、この形が次の議案にもね、関係するんですけども、本当にね、心配でさ。

昨日も私病院に行ってみました。ベッド稼働率43%ですよ。未だかってないでしょう、こんな稼働率が。それが、全部ナースが原因だとすればね、ほうっておけない。だから、もう一回繰り返して言うと、稼働ベッド数を減にするっていうことは、他会計補助、いわゆる不採算地域の補助金だって、別途1床あたり150万、全部これ影響きてますよ、これ。その辺のね、対応策ってのか、今はね。あくまでも補正予算だから、この減になった理由を説明していただだけで、私は了として座りますけども、本当に大変な事態なんで、もし何か言うことあったら、一言添えてください。

○議長(伊藤幸司君) 病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) 梶谷さんおっしゃられるとおりで私も思うんですけども、マンパワー不足につきましては、全力を挙げて自前の看護師の確保、修学資金制度もありますので、その辺の修学資金制度の関係も含め、また各学校への訪問等も踏まえて、今後も引き続き継続していかなければならないものだと思っております。

来年度の予算の関係でちょっとしゃべったので、ちょっとあれしますが、来年度の予算はですね、当初予算レベルの予算ってことなので、途中で当然交付税なり、普通交付税の補正は毎年の、例年のとおりやらせていただくことになると思いますので、その辺は1億数千万くらい入る見込みになってますけれども、その辺も含めて、2月が先ほど梶谷さん言いました40台とかっていう話あったんですけども、それは看護師不足というよりか、今新型コロナウイルス感染症の関係で、いろいろと毎週1回くらいの会議をしまして、外来も含めてなんですけども病棟も、例えば疑いのある患者さんが入院する可能性があるんです。実際2人ほどこの前入院してたんですけども、そういうものがあるので、感染予防対策として、あんまりこう比較的元気な方は、こういう言い方失礼なんですけども、退院をしていただくという今院内でのそういう決めごとをしておりますので、それは40台、もしかしたらもっと下がるかもわかんないですけども、そういう状態が加味されての今40という数字だというふうに捉えていただければなと思います。私からは以上です。よろしくお願ひします。

○議長(伊藤幸司君) 他に。

11番堺君。

○11番(堺繁光君) 今、梶谷議員の質問の中でマンパワーの数が足りないと、その結果がこういう結果になってるっていうふうに私も理解したんですけども、2ヶ月ほど前ですか、ここの地元の人なんですけども、看護師なんですけども、ここへ入りたいっていう人もいてあったんですよ。そういう人、何かこのマンパワー足りない時に就職させるってことはできなかったんでしょうかね。その辺のところ、ちょっと聞きたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) 今、堺さんからご質問があった件なんですけれども、採用する、採用しないに関しては、申し訳ありませんけど、あくまでも人事事項というか、そういうものですから、この場でどうのこうのってことは、私の口からはしゃべることはできないので。ご了承していただきたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 他に。

5番福原君。

○5番(福原英夫君) 先ほど、私が一般会計の方の関係で病院の補助金関係を質問したのは、このことが想定の中の頭の中にあったものですから、まず聞いたんです。

それで、体制が変わりましたよね、すっかりね、管理者がいて、副院長がいて、院長がきちっとした体制でありますのでね、まだ時間ありますのでね、やはり町長、副町長交えてね、管理者とゆっくり膝交えて話をして、この対策を今一回スタートする、こういう赤字体制でいくと、2回目、3回目も当然なるだろうということになってしまう、暗黙で妥協してしまうっていう、このことが恐ろしいものだから。

それで6月にこのことで質問しようと思ってた時に、先ほど出たものですからね。やはり抜本的な対策をしないと、一般会計の方からの持ち出し、それが膨大になってくるものですからね。町長は、選挙終わった後に、やはり副町長交えてきちっと協議してほしい。答弁もraitたい。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) 病院事業会計の補正予算で今、いろんなご質問いただいているところであります。本当に現状見ますと梶谷議員おっしゃるように、大変私自身も危惧をしているところであります。院長、あるいは管理者と病院の運協あるごと、その内容をお聞きしながらその対策をいろいろ検討しているところであります。このことにつきましては、今事務長から話したとおりであります。

本当にマンパワー不足、暮れにも管理者と院長、九州の方まで看護師の確保のために向いて行っているようでありました。4月の体制を見極めながら、人材の確保に努めているところでありますので、私もその部分は期待をしているところでありますが、いずれに致しましても患者さんあっての病院の経営でありますので、そのことを、これは公営企業の原点だというふうに思っておりますので、管理者と病院長と連携しながら人材の確保をしながら、安定した経営に向けて努力してまいりたい、勉強してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長(伊藤幸司君) 5番福原君。

○5番(福原英夫君) やはり今町長が出した言葉っていうのは大事なもんですからね、やはり体制がほぼ整ったのに、逆に患者さんが、ナースさんであり、その他の方々が不足すること、受入体制が整わない状況になってしまったということの一つの根拠で答弁するっていることは、やはり苦しい。議員の立場としてても苦しい、町民としてても苦しい。だから、そのことを最大限解消するために、やはりチームでね、検討してください。

○議長(伊藤幸司君) 町長。

○町長(石山英雄君) ご指摘十分受け止めたいというふうに思いますし、令和2年度の予算、当初予算につきまして、予算につきましても、やっぱり現状、今の令和元年度の現状と、先ほど梶谷議員からもありましたけれども、引き続くような経緯になると思っておりますので、予算の作成上は、歳入は少なく見たというふうなことは、ぜひご理解いただきたい。それは結果として、今の現状をスライドして、2年度に行くところというふうになるというふうな状況で、結果的に貸借対照表では3億円の赤字っていうふうな予算になっておりますけれど、それは交付税確定した時に、きちんとした数字で皆様方に提示できるものだというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいなというふうに思っております。最悪の状況ならないように、頑張っていきたい。努力をしてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 他に。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第12号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び弁償に関する条例の一

部を改正する条例制定について

◎議案第14号 松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

◎議案第21号 松前町財政調整基金の支消について

○議長(伊藤幸司君) 日程第10、議案第13号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第11、議案第14号、松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、日程第12、議案第21号、松前町財政調整基金の支消について、以上3件を一括議題と致します。

提出者の説明を求めます。始めに議案第13号について。総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) ただ今一括議題となりました議案第13号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

末尾に添付しております説明資料の新旧対照表4ページをお開き願います。下段の説明欄です。各種委員会委員等の非常勤の特別職に係る公務災害補償は、北海道内の地方公共団体で組織する北海道市町村総合事務組合が共同処理しているところではありますが、当該組合は無報酬では非常勤の地方公務員とは認められず、公務災害補償制度は適用できないとの考え方から、無報酬であります非常勤の特別職に報酬額を定め、公務災害補償の適用対象とするために条例を改正しようとするものであります。

1ページへお戻り願います。改正案の内容であります。別表1は、非常勤の委員会の委員、その他委員報酬及び費用弁償で。福祉委員は、現行下線部分の無報酬を改正案下線部分の日額4千円に改めようとするものであります。改正案下線部分の史跡松前氏城跡福山城跡保存整備検討委員会委員は、新たに非常勤の特別職として加えようとするもので、現行謝礼で支出していたものを報酬の額、日額1万円に致そうとするものであります。青少年問題協議会委員は、現行下線部分の無報酬を、改正案下線部分の日額4千円に改め、町職員などの委員を報酬支給の対象者から除こうとするものであります。

2ページをお開き願います。社会教育委員は、改正案下線部分の町職員等の委員を報酬支給の対象者から除こうとするものであります。漁家経済再建委員会委員は、現行下線部分の無報酬を、改正案下線部分の日額4千円に改め、町職員たる委員を報酬支給の対象者から除こうとするものであります。

3ページをお開き願います。青少年問題協議会専門委員は、現行下線部分の無報酬を、改正案下線部分の日額4千円に改め、町職員等の委員を報酬支給の対象者から除こうとするものであります。

次に、別表3は、非常勤の嘱託員及びこれに類するもので、学校嘱託医は、現行下線部分の無報酬を、改正案下線部分の年額13万円以内に改め、町職員たる嘱託医を報酬支給の対象者から除こうとするものであります。保育所嘱託医は、現行下線部分の無報酬を改正案下線部分の年額3万6千円に改め、町職員たる嘱託医を報酬支給の対象者から除こうとするものであります。現行下線部分の予防接種業務に限る嘱託医は、現在町立松前病院に予防接種業務を委託していることから、別表から削ろうとするものであります。

4ページをお開き願います。改正案下線部分の予防接種健康被害調査専門委員は、新たに非常勤の特別職として加えようとするもので、過去には実績はないものの、謝礼で支出しようとしていたものを報酬の額、日額2万円に致そうとするものであります。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行致そうとするものであります。

以上が議案第13号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

ます。

○議長(伊藤幸司君) 次に、議案第14号について、建設課長。

○建設課長(横山義和君) ただ今議題となりました議案第14号、松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定につきまして、その内容をご説明申し上げます。末尾に添付しております説明資料の新旧対照表3ページをお開き願います。下段の説明欄です。このたびの改正でございますが、道路法施行令(昭和27年政令479号)の改正により、国道の占用料が改正され、当町の占用料においても国道の占用料に準じているため、占用料の改定をしようとするものであります。

それでは、新旧対照表の1ページにお戻り願います。改正案の内容であります。別表に規定している占用料の現行下線部分を改正案下線部分のとおり改めるもので、道路占用料の額につきましては、占用料の額の算定基礎となる固定資産税評価額の変動等を反映した適切なものとするため、適宜見直しを行う必要があります。道路法施行令では、平成30年度に行われました固定資産税評価額の評価替え等踏まえた改正がなされ、占用料が上昇したものです。

再度3ページをお開き願います。次に、附則であります。第1項施行期日です。この条例は、令和2年4月1日から施行致そうとするものであります。第2項経過措置です。この条例による改正後の松前町道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」と言う。)以降に行う道路の占用に係る占用料で、施行日以降に納付するものについて適用し、施行日以前に行った道路の占用に係る占用料で施行日以降に納付するものについては、なお従前の例によろうとするものです。

以上が議案第14号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 次に、議案第21号について、政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤隆信君) それでは、ただ今一括議題となりました議案第21号、松前町財政調整基金の支消につきまして、その内容をご説明申し上げます。松前町財政調整基金の設置管理及び処分に関する条例第5条の規定により、下記事業に充当するため、令和2年度において1億円以内を支消することができるようにするものでございます。

令和2年度一般会計当初予算は骨格予算であります。補正予算を予定している4月、6月後の肉付け予算に対応した総体の一般財源を算定した時に、歳入全体で1億円程度の財源不足が生ずる見込みであることから、当初予算において、地方交付税等現状で不確定な財源を調整して、財政調整基金の支消財源で予算措置を図るものでございます。

今の現状申し上げますと、国の地方財政計画の地方交付税総額につきましては、前年度対比で0.4兆円上回る16.6兆円を確保してございます。ただ、債務の大宗なす地方交付税は増額となっておりますけども、現状では楽観できる状況にはなく、地方交付税の動向が不確定であるために、留保財源を勘案して財政調整基金の支消をするものでございます。なお、充当事業につきましては、記載しております財産管理事業の他4件でございます。

以上が議案第21号でございます。ご審議のほど、よろしくようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) お諮り致します。

ただ今の3件の議案につきましては、令和2年度当初予算との関連がありますので、審議を一時保留し、今後設置が予定されております予算審査特別委員会の審査終了後に質疑、討論、採決を行うことにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。よってそのように決定しました。

-
- ◎議案第1号 令和2年度松前町一般会計予算
 - ◎議案第2号 令和2年度松前町国民健康保険特別会計予算
 - ◎議案第3号 令和2年度松前町介護保険特別会計予算
 - ◎議案第4号 令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計予算
 - ◎議案第5号 令和2年度松前町水道事業会計予算
 - ◎議案第6号 令和2年度松前町病院事業会計予算
-

○議長(伊藤幸司君) 日程第13、議案第1号、令和2年度松前町一般会計予算、日程第14、議案第2号、令和2年度松前町国民健康保険特別会計予算、日程第15、議案第3号、令和2年度松前町介護保険特別会計予算、日程第16、議案第4号、令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計予算、日程第17、議案第5号、令和2年度松前町水道事業会計予算、日程第18、議案第6号、令和2年度松前町病院事業会計予算、以上6件を一括議題と致します。

なお、ただ今の議案につきましては、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、細部にわたり審査する予定ですので、説明は簡略に受けたいと思いますのでご了承願います。

提出者の説明を求めます。始めに議案第1号について、政策財政課長。

○政策財政課長(佐藤隆信君) それでは、ただ今一括議題となりました議案第1号、令和2年度松前町一般会計予算の内容をご説明申し上げます。

本予算は、来る3月29日に松前町長選挙が控えていることから、骨格予算による上程となっており、政策的予算等に係る分は、選挙後における予算執行時期を考慮し、4月臨時会、または6月定例会において上程予定であることを申し添えます。また、本年度予算から歳入歳出事項別明細につきましては、新しい試みとして、説明に代えて既に配布済みでございます、令和2年度松前町一般会計歳入歳出予算事項別明細説明書に詳細を掲載してございますので、事項別明細につきましては、総括の予算のみ説明させていただきます。そして、歳出の節区分について、地方自治法施行規則の改正により、7節賃金が削除されたことにより、8節以降が順次繰り上がり、これまで8節報償費が7節報償費に、9節旅費が8節旅費のように順次繰り上がりますので、ご注意願います。

それでは、内容の説明に戻ります。1ページをご覧願います。

令和2年度松前町の一般会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算です。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45億7千670万円と定めるものでございます。2項と致しまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条、債務負担行為です。地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」によるものでございます。

第3条、地方債です。地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」によるものでございます。

第4条、一時借入金です。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、12億円と定めるものでございます。

次、歳入歳出の事項別明細について、10ページから11ページををご覧願います。

1. 総括ですが、歳入歳出とも、本年度予算額45億7千670万円、前年度予算額48億9千620万の比較で、3億1千950万円の減額です。11ページの歳入各款で増減がありますが、骨格予算により、政策的及び投資的経費を補正対応としたことが減額の大きな要因であります。また、13款職員給与費が大きく増額となっていることは、令和2年度から、これまでの臨時職員等の報酬及び賃金等が会計年度任用職員に移行したことにより、これまで各款で予算措置していたものを一括13款で予算措置したことによるものでございます。

次に、歳入歳出の詳細の事項別明細については、別添令和2年度松前町一般会計歳入歳出予算事項別明細説明書をご参照願いますとともに、令和2年度予算に関する参考資料一般会計分に、各事業などの具体的な内容が掲載されておりますので、合わせてご参照願います。

また、附表として、187ページから212ページに給与費明細説明書を、213ページから214ページに債務負担行為に関する調書を、215ページから216ページに地方債に関する調書を掲載しておりますので、ご参照願います。

2ページにお戻り願いたいと思います。2ページから4ページにかけて説明させていただきます。第1表歳入歳出予算で、歳入です。1款町税から4ページの20款町債まで歳入合計で、45億7千670万にしようとするものでございます。

5ページです。5ページから6ページにかけて説明致します。歳出です。1款議会費から6ページの14款予備費まで、歳出合計についても歳入同様45億7千670万円にしようとするものでございます。

7ページです。第2表債務負担行為です。公用車譲受代金他2件について、期間、限度額を記載のとおり設定しようとするものであります。

8ページです。第3表地方債です。医療機器等整備事業補助金から、臨時財政対策債までの7件で、限度額の総額を2億4千160万円とする他、記載の方法、利率、償還の方法を記載のとおり設定しようとするものであります。

以上で議案第1号、令和2年度松前町一般会計予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 次に議案第2号、第4号について、福祉課長。

○福祉課長(岩城広紀君) ただ今一括議題となりました議案第2号、令和2年度松前町国民健康保険特別会計予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

なお、本年度予算から、一般会計同様に歳入歳出事項別明細につきましては、別途配布しております令和2年度松前町国民健康保険特別会計歳入歳出予算事項別明細説明書に詳細を掲載しておりますので、合わせてご参照願います。

それでは、予算説明させていただきます。217ページをご覧願います。令和2年度松前町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによろうとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億2千100万円に定めようとするものです。第2項と致しまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によろうとするものであります。

第2条は、一時借入金であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、事業勘定3億円と定めようとするものであります。

第3条は、歳出予算の流用であります。地方自治法第220条第2項のただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定めよ

うとするものであります。第1号と致しまして、保険給付費の各項の計上された予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用と致そうとするものであります。

次に、218ページをご覧ください。第1表歳入歳出予算(事業勘定)の歳入です。1款国民健康保険税から7款諸収入まで、歳入合計を11億2千100万円に致そうとするものであります。

次に219ページです。歳出におきましても1款総務費から9款予備費まで、歳入と同額の11億2千100万円に致そうとするものであります。また、附表と致しまして、249ページから253ページに給与費明細書を、254ページに予算に関する参考資料を添付しておりますのでご参照願います。

以上が議案第2号、令和2年度松前町国民健康保険特別会計予算の内容でございます。

続きまして、議案第4号、令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計予算の内容をご説明申し上げます。

歳入歳出事項別明細につきましては、別途配布しております、令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算事項別明細説明書に詳細を掲載しておりますので、合わせてご参照願います。

それでは、予算説明させていただきます。320ページをご覧ください。320ページ、令和2年度松前町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによろうとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算であります。

それでは、元に戻ります。予算書の320ページをご覧ください。令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによろうとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2千400万6千円に定めようとするものであります。第2項と致しまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によろうとするものであります。

予算書321ページをご覧ください。第1表歳入歳出予算の歳入であります。1款後期高齢者医療保険料から5款諸収入まで、歳入の合計を1億2千400万6千円に致そうとするものです。

次に予算書322ページです。歳出におきましても1款総務費から4款予備費まで、歳入と同額の1億2千400万6千円に致そうとするものであります。なお、予算書339ページに予算に関する参考資料を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で議案第4号、令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計予算の内容を終了させていただきます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 次に、議案第3号について、健康推進課長。

○健康推進課長(松谷映彦君) ただ今議題となりました議案第3号、令和2年度松前町介護保険特別会計予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

なお、今年度予算から、一般会計同様に、歳入歳出事項別明細につきましては、別に配布しております令和2年度松前町介護保険特別会計歳入歳出予算事項別明細説明書にその詳細を掲載しておりますので、ご参照願います。

それでは、予算説明させていただきます。予算書255ページをお開き願います。

令和2年度松前町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによろうとするものです。

第1条は、歳入歳出予算です。歳入歳出予算の総額は、保険事業勘定歳入歳出それぞれ10億1千426万9千円、サービス事業勘定歳入歳出それぞれ1千169万3千円と定めようとするものです。第2項と致しまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によろうとするものです。

第2条は、一時借入金です。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、保険事業勘定3千万円と定めようとするものです。

第3条は、歳出予算の流用です。地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めようとするものです。第1号と致しまして、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用と致そうとするものです。

次に、予算書256ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算（保険事業勘定）です。歳入では、1款保険料から9款諸収入まで、歳入合計で10億1千426万9千円に致そうとするものです。

次に予算書257ページです。歳出におきましても、1款総務費から8款予備費まで、歳出合計を歳入と同額の10億1千426万9千円に致そうとするものです。

次に、予算書295ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算（サービス事業勘定）です。歳入では、1款サービス収入から3款繰越金まで、歳入合計で1千169万3千円に致そうとするものです。

次に予算書296ページです。歳出におきましても、1款総務費及び2款諸支出金で、歳出合計を歳入と同額の1千169万3千円に致そうとするものです。

また、附表と致しまして、予算書307ページから予算書318ページに給与費明細書を、予算書319ページに参考資料を添付しておりますのでご参照願います。

以上が議案第3号、令和2年度松前町介護保険特別会計予算の内容です。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 次に議案第5号について、水道課長。

○水道課長(高橋光二君) 続きまして、一括議題となっております議案第5号、令和2年度松前町水道事業会計予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

第1条は、総則です。令和2年度松前町水道事業会計予算は、次に定めるところによろうとするものです。

第2条は、業務の予定量です。業務の予定量を次のとおりに致そうとするものです。第1号給水戸数を3千837戸に、第2号年間総給水量を57万2千984立方メートルに、第3号1日平均給水量を1千569立方メートルにそれぞれ致そうとするものです。この内容につきましては、予算に関する参考資料の1ページ、給水現況調べをご参照願いたいと思いますが、いずれも給水人口の減少に伴い、前年度当初予算より減少しているところでございます。第4号主要な建設改良事業は、上川地内配水管改良工事他13件、事業費を1億3千979万1千円に致そうとするものです。この内容につきましては、参考資料4ページ、建設改良事業の概要をご参照願います。また、量水器更新工事では、令和2年度において、計量法に定める8年間の使用期間が満了となります390個の量水器の更新について、事業費2千617万7千円で実施致そうとするものです。

第3条は、収益的収入及び支出です。収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定めようとするものです。収入です。第1款事業収入で1億8千5万8千円の計上です。第1項営業収益で1億5千268万5千円、第2項営業外収益で2千737万2千円、第3項特別利益で1千円に致そうとするものです。この内容につきましては、参考資料5ページに

その詳細を記載しておりますのでご参照願います。

次に支出です。第1款事業費で、1億7千201万円の計上です。第1項営業費用で1億6千424万5千円、第2項営業外費用で722万9千円、第3項特別損失で3万6千円、第4項予備費で50万円に致そうとするものです。この内容につきましては、参考資料6ページに記載しておりますのでご参照願います。

次に、予算書2ページをお開き願います。第4条は、資本的収入及び支出です。資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めようとするもので、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額9千714万円は、減債積立金100万円、過年度分損益勘定留保資金5千76万6千円、当年度分損益勘定留保資金3千263万4千円、及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1千274万円で補てん致そうとするものです。収入です。第1款資本的収入で1億611万8千円の計上です。第1項企業債8千940万円、第2項他会計負担金581万8千円、第3項他会計補助金1千90万円の計上です。

次に支出です。第1款資本的支出で2億325万8千円の計上です。第1項建設改良費で1億8千276万7千円、第2項企業債償還金で1千904万6千円、第3項備品購入費で11万8千円、第4項車輛購入費で132万7千円の計上です。この内容につきましては、参考資料7ページに記載しております。

次に、第5条は、企業債です。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり定めようとするものです。起債の目的、上川地内配水管改良工事で限度額2千190万円、大沢地内配水管改良工事で限度額5千660万円、静浦地内配水管改良工事で限度額1千90万円にしようとするものです。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

次に3ページです。第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用です。予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりに致そうとするものです。第1号消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用について定めようとするものです。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないとするものです。第1号職員給与費を4千708万円に、第2号交際費を2万円に致そうとするものです。

第8条は、他会計からの補助金です。簡易水道建設改良費等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を1千893万7千円に致そうとするものです。

第9条は、たな卸資産購入限度額です。たな卸資産の購入限度額を2千500万円に致そうとするものです。

この結果、令和2年度予算における当年度純利益は、61万6千円を予定しているところでございます。

4ページ以降に予算の説明資料と致しまして、予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、令和2年度末における予定貸借対照表などを添付しておりますので、ご参照願います。

ただ今の説明内容につきましては、今回より令和2年度松前町水道事業会計説明書として、別に添付しておりますので、合わせてご参照願います。

今後とも安全安心な水の供給のために、老朽施設の更新などを計画的に実施してまいりたいと考えております。

以上が議案第5号、令和2年度松前町水道事業会計予算の内容です。ご審議のほどよろ

しくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 次に議案第6号について、病院事務局長。

○病院事務局長(白川義則君) 続きまして、一括議案となっております議案第6号、令和2年度松前町病院事業会計予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

1ページになります。第1条は、総則です。令和2年度松前町病院事業会計予算は、次に定めるところによろうとするものです。

第2条は、業務の予定量です。業務の予定量を次のとおり致そうとするものです。第1号病床数を一般病棟100床に、第2号年間取扱延患者数を入院2万7千375人、外来5万1千273人に、第3号1日平均患者数を入院75人、外来211人にそれぞれ致そうとするものです。その内容につきましては、予算に関する参考資料の1ページ予定診療(入院外来収益)をご参照していただきたいと思いますが、いずれも実績に基づき予定しており、前年度当初予算より減少しているところでございます。第4号主要な建設改良事業は、デジタルX線TVシステム購入他12件、事業費を4千354万9千円に致そうとするものです。この内容につきましては、予算に関する参考資料13ページ資本的収入及び支出をご参照願います。

第3条は、収益的収入及び支出です。収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定めようとするものです。収入です。第1款病院事業収益で、11億6千646万8千円の計上です。第1項医業収益で10億3千811万7千円、第2項医業外収益で1千283万、失礼しました、第1項医業収益で10億3千811万7千円、第2項医業外収益で1億2千835万円、第3項特別利益で1千円に致そうとするものです。この内容につきましては、予算に関する参考資料2ページから4ページにその詳細を記載しておりますので、ご参照願います。

次に2ページ、支出です。第1款病院事業費用で、14億3千760万3千円の計上です。第1項医業費用で14億2千334万6千円、第2項医業外費用で607万5千円、第3項特別損失で718万2千円、第4項予備費で100万円に致そうとするものです。この内容につきましては、予算に関する参考資料5ページから12ページに記載しておりますので、ご参照願います。

次に第4条は、資本的収入及び支出です。資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めようとするもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する1千208万6千円は、減債積立金100万円及び過年度分損益勘定留保資金、1千108万6千円で補填致そうとするものです。

収入です。第1款資本的収入で、5千221万7千円の計上です。第1項企業債で1千940万円、第2項補助金で3千257万1千円、第3項貸付金返還金で24万6千円の計上です。

次に支出です。第1款資本的支出で、6千430万3千円の計上です。第1項建設改良費で4千826万6千円、第2項企業債償還金で1千315万7千円に、第3項投資で288万円の計上です。この内容につきましては、予算の参考資料13ページに記載しておりますので、ご参照願います。

次に3ページ、第5条は、企業債です。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり定めるようとするものです。起債の目的、医療機械器具整備事業で、限度額1千940万円にしようとするものです。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりとするものです。

次に第6条は、一時借入金です。一時借入金の限度額を2億5千万円に定めようとする

ものです。

次に第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用です。予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり致そうとするものです。第1号消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用について定めようとするものです。

次に第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、また、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないとするものです。第1号職員給与費を9億2千476万6千円に、第2号交際費を185万円に致そうとするものです。

次に4ページ、第9条は、他会計からの補助金です。病院運営費用等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、9千903万3千円に致そうとするものです。

次に第10条は、たな卸資産購入限度額です。たな卸資産の購入限度額を、1億5千300万円に定めようとするものです。

次に第11条は、重要な資産の取得及び処分です。重要な資産の取得及び処分を次のとおり致そうとするものです。取得する資産の種類、機械備品、名称デジタルX線TVシステム、数量一式とするものです。

この結果、令和2年度予算における当該純利益は2億7千552万3千円のマイナスを予定しているところでございます。

5ページ以降に予算の説明資料と致しまして、予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、令和2年度末における予定貸借対照表など添付しておりますので、ご参照願います。

今後も施設整備の老朽化や医師確保など課題が多い状況ではありますが、安定的な運営基盤の回復を最重要課題と位置付け、病院運営を計画的に実施してまいりたいと考えております。

以上が議案第6号、令和2年度松前町病院事業会計の概要であります。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、議案1号から順次質疑を行います。細部にわたる審査は、予算審査特別委員会を設置し、これに付託することにしたいのでお含み願います。

始めに議案第1号について質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、次に議案第2号について質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、次に議案第3号について質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、次に議案第4号について質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、次に議案第5号について質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、次に議案第6号について質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮り致します。

ただ今の6件の議案については、慎重審査の必要があると思われまますので、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、会期中に審査を終わるようこれに付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

ただ今設置されました予算審査特別委員会の正副委員長の互選を委員会条例第7条の規定により行い、その結果をご報告願います。

暫時休憩致します。

(休憩 午後 2時31分)

(再開 午後 2時42分)

○議長(伊藤幸司君) 再開致します。

◎予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果報告

○議長(伊藤幸司君) 予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果をご報告願います。

9番梶谷康介君。

○9番(梶谷康介君) 互選結果の報告を始めます。予算審査特別委員会委員長の互選を、私が委員会条例第7条第2項の規定によって行いましたところ、委員長には5番福原英夫君、更に副委員長には7番工藤松子君がそれぞれ選出されましたのでご報告申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) ただ今9番梶谷康介君から、予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果の報告がありました。委員長には5番福原英夫君、副委員長には7番工藤松子君が選出されました。以上ご報告致します。

休会の議決

○議長(伊藤幸司君) この際、お諮り致します。

議案審査のため、3月5日から3月8日まで休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

◎散会宣告

○議長(伊藤幸司君) 以上で本日の議事日程は全て議了しましたので、本日はこれで散会します。

なお、3月9日の会議時間は午前10時とし、議事日程は当日配布致します。

どうもご苦勞様でした。

(散会 午後 2時44分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 幸 司

署名議員 西 川 敏 郎

署名議員 梶 谷 康 介

令和2年 3月 5日（木曜日）第2号

令和 2 年
松前町議会第 1 回定例会
令和 2 年 3 月 5 日（木曜日）第 2 号

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 15 号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 日程第 3 議案第 16 号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 日程第 4 議案第 17 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 5 議案第 18 号 松前町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議案第 19 号 松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議案第 20 号 渡島公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島公平委員会規約の変更に関する協議について
- 日程第 8 議案第 13 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議案第 14 号 松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 10 議案第 21 号 松前町財政調整基金の支消について
- 日程第 11 議案第 1 号 令和 2 年度松前町一般会計予算
- 日程第 12 議案第 2 号 令和 2 年度松前町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 13 議案第 3 号 令和 2 年度松前町介護保険特別会計予算
- 日程第 14 議案第 4 号 令和 2 年度松前町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 15 議案第 5 号 令和 2 年度松前町水道事業会計予算
- 日程第 16 議案第 6 号 令和 2 年度松前町病院事業会計予算
- 日程第 17 決議案第 1 号 民族共生の未来を切り拓く決議について
- 日程第 18 意見書案第 1 号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書について
- 日程第 19 意見書案第 2 号 子どもの医療費無料化制度の拡充を求める意見書について
- 日程第 20 水道事業経営戦略策定に関する調査特別委員会調査報告について
- 日程第 21 閉会中の所管事務調査の申し出について
- 日程第 22 閉会中の正副議長、議員の出張承認について
-

◎会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 15 号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利

便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

- 日程第3 議案第16号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 日程第4 議案第17号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議案第18号 松前町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議案第19号 松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議案第20号 渡島公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島公平委員会規約の変更に関する協議について
- 日程第8 議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議案第14号 松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第21号 松前町財政調整基金の支消について
- 日程第11 議案第1号 令和2年度松前町一般会計予算
- 日程第12 議案第2号 令和2年度松前町国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議案第3号 令和2年度松前町介護保険特別会計予算
- 日程第14 議案第4号 令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第5号 令和2年度松前町水道事業会計予算
- 日程第16 議案第6号 令和2年度松前町病院事業会計予算
- 日程第17 決議案第1号 民族共生の未来を切り拓く決議について
- 日程第18 意見書案第1号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書について
- 日程第19 意見書案第2号 子どもの医療費無料化制度の拡充を求める意見書について
- 日程第20 水道事業経営戦略策定に関する調査特別委員会調査報告について
- 日程第21 閉会中の所管事務調査の申し出について
- 日程第22 閉会中の正副議長、議員の出張承認について

◎出席議員（12名）

議長	12番	伊藤幸司君	副議長	11番	堺繁光君
	1番	疋田清美君		2番	飯田幸仁君
	3番	沼山雄平君		4番	宮本理恵子君
	5番	福原英夫君		6番	近江武君
	7番	工藤松子君		8番	西川敏郎君
	9番	梶谷康介君		10番	斉藤勝君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町	長	石山英雄君	副町長	若佐智弘君
総務課長	尾坂一範君	政策財政課長	佐藤隆信君	
税務課長	三浦忠男君	福祉課長	岩城広紀君	
健康推進課長	松谷映彦君	町民生活課長	川合秀樹君	
水産課長	佐藤祐二君	水産課参事兼水産センター所長	渡辺孝行君	
農林畜産課長兼農業委員会事務局長		農林畜産課参事兼肉牛改良センター所長		
	佐藤工君		三谷幸一君	
商工観光課長	田中建一君	建設課長	横山義和君	
大島支所長兼小島支所長兼大沢支所長		会計管理者兼出納室長	阪本涼子君	
	福井純一君	水道課長	高橋光二君	
病院事務局長	白川義則君	教育長	宮島武司君	
学校教育課長兼学校給食センター所長		文化社会教育課長	堀川昭彦君	
	鍋谷利彦君	監査委員	藤崎秀人君	
選挙管理委員会事務局書記長兼監査室長		議会事務局長	鍋島孝明君	
	平田昭浩君			

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	鍋島孝明君	議会事務局次長	佐藤巧君
--------	-------	---------	------

◎開議宣告

○議長(伊藤幸司君) ご苦勞様でございます。
本日は休会の日ですが。議事の都合により会議を開きます。

◎諸般の報告・議事日程

○議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(伊藤幸司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長において、10番齊藤勝君、1番疋田清美君、以上2名を指名致します。

◎議案第15号 情報通信の技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第2、議案第15号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) ただ今議題となりました議案第15号、情報通信の技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

末尾に添付しております説明資料の新旧対照表2ページをお開き願います。下段の説明欄です。情報通信の技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)により、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)が一部改正されたため、この法律を引用している関係条例を改正しようとするものであります。

1ページへお戻り願います。改正案の内容であります。第1条による改正は、固定資産評価審査委員会条例の一部改正で、前段の説明のとおり、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が一部改正されたため、引用しております現行下線部分の法律の題名及び条項を改正案下線部分のとおり改めようとするものであります。

2 ページをお開き願います。第 2 条による改正は、松前町行政不服審査法による手数料条例の一部改正で、第 1 条による改正と同様に、引用しております現行下線部分の法律の題名及び条項を改正案下線部分のとおり改めようとするものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行致そうとするものであります。

以上が、議案第 15 号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第 15 号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 16 号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第 3、議案第 16 号、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) ただ今議題となりました議案第 16 号、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

末尾に添付しております説明資料の新旧対照表をお開き願います。下段の説明欄です。地方自治法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 54 号)により、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)が一部改正されたため、この法律を引用している関係条例を改正しようとするものであります。

改正案の内容であります。第 1 条による改正は、松前町水道事業の設置等に関する条例の一部改正。第 2 条による改正は、松前町監査委員条例の一部改正で、それぞれ引用しております条項が繰り下げられたため、現行下線部分の条項を改正案下線部分のとおり改めようとするものであります。

附則としまして、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行致そうとするものであります。

以上が、議案第 16 号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第16号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第4、議案第17号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長(岩城広紀君) ただ今議題となりました議案第17号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

末尾に添付しております説明資料の新旧対照表の最後の2ページをお開き願います。下段の説明欄です。今回の改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)が改正されたことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものであります。

1ページへお戻り願います。新旧対照表の右側改正案の内容であります。第4条は、災害弔慰金を支給する遺族であります。第1号は、災害弔慰金を支給する遺族の範囲の改正で、第2号の次に第3号を追加し、死亡者に係る配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれもない場合であって、死亡時の同居または生計を同じくしていた兄弟姉妹がいる時は、その兄弟姉妹に対して災害弔慰金を支給するものであります。

なお、この災害弔慰金とは、東日本大震災のような一定規模以上の自然災害により死亡した住民の遺族に対して支払うものであります。

次に第14条は、災害援護資金についての改正で、現行の見出しを利率から保証人及び利率に改め、災害援護資金の貸付を受ける者は、保証人を立てることを可能とし、利率については、現行の3%から保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、年3%以内で規則で定める率に改正するものであります。

なお、この規則で定める率は、東日本大震災の特例や、生活福祉資金の貸付利率を参考に、1.5%とするものであります。

なお、この災害援護資金とは、災害により被害を受けた世帯主に対し、その生活の立て直しに資するために貸付を行うものであります。

次に、第15条は償還等であります。第1項は災害援護資金の償還方法として、現行の年賦償還、または半年賦償還に加え、月賦償還も可能とするものであります。第3項は、災害援護資金の貸付を受けた者が死亡した時等に加え、破産手続開始の決定、または再生手続開始の決定を受けた時は、当該災害援護資金の償還未済額の全部、または一部の償還を免除することを可能とするものであります。

2ページをお開き願います。この条例は、公布の日から施行致そうとするものであります。

以上が、議案第17号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第17号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号 松前町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第5、議案第18号、松前町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(横山義和君) ただ今議題となりました議案第18号、松前町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

末尾に添付しております説明資料の新旧対照表をお開き願います。下段の説明欄です。民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)が令和2年4月1日に施行されることに伴い、公営住宅の明け渡しに関する事項の改正が必要となったため、条例を改正しようとするものであります。

改正案の内容であります。第42条第3項の現行下線部分、年5分の割合を改正案下線部分の法定利率に改めようとするものであります。

次に、附則であります。第1項施行期日であります。この条例は、令和2年4月1日から施行致そうとするものであります。第2項経過措置です。この条例による改正後の松前町営住宅の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」と言う。)以降に到来する支払期に係る支払期後の利息について適用し、施行日前に到来した支払期に係る支払期後の利息については、なお従前の例によろうとするものです。

以上が、議案第18号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第18号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号 松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第6、議案第19号、松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) ただ今議題となりました議案第19号、松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

末尾に添付しております説明資料の新旧対照表2ページをお開き願います。下段の説明欄です。会計年度任用職員制度は、令和2年4月1日から施行されることから、関係する条例を令和元年第3回定例会において制定したところではありますが、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条に規定する「サービスの宣誓」を会計年度任用職員も行う必要があることから、関係条例を改正しようとするものであります。

1ページへお戻り願います。改正案の内容であります。令和元年第3回定例会において制定しました、松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の附則に、改正案下線部分のとおり、附則第11項としまして、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正を加えようとするものであります。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行致そうとするものであります。

2ページをお開き願います。前段で説明しました職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正に係る新旧対照表で、改正案下線部分のとおり、第2条に第2項としまして、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する規定を加えようとするものであります。

以上が、議案第19号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第19号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号 渡島公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島公平委員会規約の変更に関する協議について

○議長(伊藤幸司君) 日程第7、議案第20号、渡島公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島公平委員会規約の変更に関する協議についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) ただ今議題となりました議案第20号、渡島公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島公平委員会規約の変更に関する協議について、その内容をご説明申し上げます。

末尾に添付しております説明資料の新旧対照表をお開き願います。下段の説明欄です。渡島公平委員会を組織する構成団体の解散、脱退により、当該委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について協議があったので、議会の議決を求めるものであります。

変更案の内容であります。別表の変更で、現行下線部分の山越郡衛生処理組合が令和2年3月31日付で解散、脱退するため、別表から削ろうとするものであります。

附則としまして、この規約は、令和2年4月1日から施行致そうとするものであります。

以上が、議案第20号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第20号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第8、議案第13号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

既に説明が終わっておりますので、質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第13号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号 松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第9、議案第14号、松前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

既に説明が終わっておりますので、質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第14号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号 松前町財政調整基金の支消について

○議長(伊藤幸司君) 日程第10、議案第21号、松前町財政調整基金の支消についてを議題と致します。

既に説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第21号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号 令和2年度松前町一般会計予算

◎議案第2号 令和2年度松前町国民健康保険特別会計予算

◎議案第3号 令和2年度松前町介護保険特別会計予算

◎議案第4号 令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計予算

◎議案第5号 令和2年度松前町水道事業会計予算

◎議案第6号 令和2年度松前町病院事業会計予算

○議長(伊藤幸司君) 日程第11、議案第1号、令和2年度松前町一般会計予算、日程第12、議案第2号、令和2年度松前町国民健康保険特別会計予算、日程第13、議案第3号、令和2年度松前町介護保険特別会計予算、日程第14、議案第4号、令和2年度松前町後期高齢者医療特別会計予算、日程第15、議案第5号、令和2年度松前町水道事業会計予算、日程第16、議案第6号、令和2年度松前町病院事業会計予算、以上6件を一括

議題と致します。

本件については、予算審査特別委員会に審査を付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、福原英夫君。

○予算審査特別委員会委員長(福原英夫君) ご報告致します。予算審査特別委員会審査報告書の提出について。

令和2年3月4日、松前町議会第1回定例会において、会期中に審査を要するべき事件として本特別委員会に付託された議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号及び議案第6号について、審査を終えたので、会議規則第77条の規定により、別紙のとおり審査報告書を提出致します。

審査年月日、委員の出席状況及び出席要求した説明員は、記載のとおりです。

審査結果。

審査事件、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号及び議案第6号は、いずれも適正なものと認めたので、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

以上報告を終わります。よろしくお願ひ致します。

○議長(伊藤幸司君) 委員長報告が終わりましたが、議長を除く全議員による特別委員会ですので、委員長報告に対する質疑を省略致します。

始めに議案第1号に対する討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

本案に対する委員長報告は可決です。これより起立により採決を行います。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号に対する討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

本案に対する委員長報告は可決です。これより起立により採決を行います。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号に対する討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

本案に対する委員長報告は可決です。これより起立により採決を行います。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号に対する討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

本案に対する委員長報告は可決です。これより起立により採決を行います。
本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第5号に対する討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

本案に対する委員長報告は可決です。これより起立により採決を行います。
本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第6号に対する討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

本案に対する委員長報告は可決です。これより起立により採決を行います。
本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立全員であります。

よって議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

◎決議案第1号 民族共生の未来を切り拓く決議について

○議長(伊藤幸司君) 日程第17、決議案第1号、民族共生の未来を切り拓く決議についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。9番梶谷康介君。

○9番(梶谷康介君) 決議案第1号、民族共生の未来を切り拓く決議について、提案説明を致します。

提出者並びに賛成者については、記載のとおりです。

決議の内容ですが、アイヌ文化の復興、発展の拠点としてウポポイ(民族共生象徴空間)が北海道白老町ポロト湖畔に、令和2年4月24日誕生する。

先住民族アイヌを主題とした日本初の「国立アイヌ民族博物館」と「国立民族共生公園」等からなるこの施設は、国では年間来場者100万人の目標を掲げ、道内においては、官民一体となって誘客活動に取り組んでおり、道内各地のアイヌ文化振興の取り組みや、食、観光等の地域の多様な魅力と繋げることにより、国内外への総合的な情報発信の強化となり、国民理解の促進が大きく期待される。

また、北海道を訪れる観光客の更なる増加は、新たな産業の創出、既存産業の活性化など相乗効果も期待される場所である。

よって、松前町議会は、ウポポイ開設を機に、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現が図られ、北海道が魅力ある大地であり続けるため、松前町民の協力を得て「民族共

生の未来を切り拓く」ことを決議する。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

決議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第1号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書について

○議長(伊藤幸司君) 日程第18、意見書案第1号、新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。9番梶谷康介君。

○9番(梶谷康介君) 意見書案第1号、新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書について、別紙のとおり、松前町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出するものであり、意見書の内容については、記載のとおりであります。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

意見書案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第2号 子どもの医療費無料化制度の拡充を求める意見書について

○議長(伊藤幸司君) 日程第19、意見書案第2号、子どもの医療費無料化制度の拡充を求める意見書についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。厚生文教常任委員会委員長西川敏郎君。

○厚生文教常任委員会委員長(西川敏郎君) 意見書案第2号、子どもの医療費無料化制度の拡充を求める意見書について、別紙のとおり、松前町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものであります。意見書の内容については、記載のとおりであります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

意見書案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

◎水道事業経営戦略策定に関する調査特別委員会調査報告書について

○議長(伊藤幸司君) 日程第20、水道事業経営戦略策定に関する調査特別委員会調査報告書についてを議題と致します。

水道事業経営戦略策定に関する調査特別委員会から調査報告書の提出がありましたので、委員長の報告を求めます。水道事業経営戦略策定に関する調査特別委員会委員長近江武君。

○水道事業経営戦略策定に関する調査特別委員会委員長(近江武君) 水道事業経営戦略策定に関する調査特別委員会調査報告書。

水道事業経営戦略策定に関する調査特別委員会調査報告書について。

本委員会は、令和元年9月11日松前町議会第3回定例会において承認を得た「水道事業経営戦略策定に関する調査」を終えたので、松前町議会会議規則77条の規定により、調査報告を提出致します。

設置の経緯、設置の目的、委員会の開催状況及び調査の概要については、記載のとおりであります。

調査報告。将来の松前町水道事業の中長期的な経営の基本計画を明確にし、安定的な経営を継続するために、経営戦略策定にあたっては、現在の状況及び将来推計を鑑み、より良い計画づくりに努められたい。

特に水道料金については、人口減少による給水人口の減少から、令和7年には赤字が見込まれており、料金改定を検討する場合には、町民に対する将来的な状況等を一定程度の期間を設けて周知徹底を行い、十分理解を得たうえで料金の段階的に値上げていくなど計画性を持ちつつ、一度に大きな負担とならないように配慮するべきである。

また、施設については、浄水施設等を含む設備や導水管及び配水管等が耐用年数を経過し、更新時期を迎えることから、上水道と西部及び江良簡易水道との統廃合をはじめ、需要に合わせた管路や口径減、更には松前浄水場の適切な規模へのダウンサイジングや及部川から大松前川への取水場所変更等が検討されるが、経費の比較を十分行い、渇水対策を考慮しながら、管理や更新費用の軽減を図れるように検討されたい。更に、令和19年度には施設の更新時期が集中するため、優先順位を付し、維持、延命化が図られるような平準化されたい。

また、技術職員については、施設の適切な管理を行うために将来的なあり方を研究し、人件費等収支のバランスを考慮した中で、適正な配置により最大の効果を発揮できるよう

に調査されるとともに、当該職員の人材の維持確保についても松前町における水道への知識や経験、技術の承継等を考慮すると、危機感を持って対応していく必要がある。

結びに、公営企業を取り巻く環境は大変厳しいものがあるが、住民生活に必要なサービスを安定的に提供できるよう経営努力を重ねるとともに、町として今後減少する給水人口を的確に把握し、経営戦略的観点から、上水道から簡易水道への変更など、事業のあり方についても今後調査する必要がある。以上であります。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済みと致します。

◎閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長(伊藤幸司君) 日程第21、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題と致します。

お諮り致します。

議会運営委員会委員長から議会運営及び議長の諮問事項に関する事項について、閉会中所管事務調査したい旨の申し出がありました。申し出のとおりこれを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり承認することに決定致しました。

◎閉会中の正副議長、議員の出張承認について

○議長(伊藤幸司君) 日程第22、閉会中の正副議長、議員の出張承認についてを議題と致します。

お諮り致します。

閉会中、議会を代表して正副議長、議員が出席を要する諸行事、慶弔、会議、陳情等について、議会の承認を得て正副議長、議員を出張させたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、ただ今お諮りのとおり承認することに決定しました。

なお、出席議員については、その都度、議長において指名することに致したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

◎会期中閉会の議決

○議長(伊藤幸司君) お諮り致します。

今期定例会の会期は3月9日までとなっておりますが、提出された全ての案件が議了致しましたので、これをもって閉会致したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。よって、令和2年度松前町議会第1回定例会は、これをもって閉会することに決定致しました。

◎閉会宣告

○議長(伊藤幸司君) これをもって令和2年松前町議会第1回定例会を閉会致します。
どうもご苦労様でした。

(散会 午後 1時34分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 幸 司

署名議員 齊 藤 勝

署名議員 疋 田 清 美